



発行 内閣府 (原稿作成 国立印刷局)

目次

〔府令・省令〕

○子ども・子育て支援特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令 (内閣府・財務・厚生労働一)

〔省 令〕

○歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部を改正する省令 (財務一)
○国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令 (国土交通五)

〔法規的告示〕

○家畜共済に係る共済掛金標準率等を定める件 (農林水産八四)
○農業保険法施行規則第百十七條第一項及び第百六十六條の規定に基づき、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件の一部を改正する件 (同八五)

〔その他告示〕

○農業保険法第百四十五條第一項の農林水産大臣が定める金額並びに農業保険法施行規則第百六條の農林水産大臣が定める率及び農林水産大臣が定める事由を定める件 (同八六)
○農業保険法施行規則第百九條の農林水産大臣が定める率を定める件 (同八七)
○組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た生物及び添加物の公表を行う件 (内閣府四)
○令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名に関する件 (中央選挙管理会一八)
○公証人法第七條ノ二第一項の規定による指定の件 (法務一〇)
○野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件 (農林水産八八)
○都市計画に関する件 (東北地方整備局一二一、一六)
○都市計画に関する件 (関東地方整備局一二、一三三)
○道路に関する件 (中国地方整備局八)
○都市計画に関する件 (九州地方整備局一三)

〔人事異動〕

内閣府

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

官庁事項

指定製造事業者の指定等に関する省令に基づく細目に関する公示 (経済産業省)

関東地方整備局公示(関東地方整備局)

日本国に帰化を許可する件 (法務省告示配一二)

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件 (同一三)

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団、公示送達、建設業の許可の取消処分、建築基準適合判定資格者の登録の消除関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係

特殊法人等

令和九年(二〇二七) 暦要項関係 会社その他

府 令 ・ 省 令

○財務省令第一号
厚生労働省

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）を実施するため、子ども・子育て支援特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年二月二日

内閣総理大臣 高市 早苗
財務大臣 片山さつき
厚生労働大臣 上野賢一郎

子ども・子育て支援特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令

子ども・子育て支援特別会計事務取扱規則（令和七年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の第一表及び第二表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

第一表

改正後	別表第三（第五条関係） 借方科目 前年度剰余金受入 子ども・子育て支援特例公債前年度剰余金受入 [略]	改正前	別表第三（第五条関係） 借方科目 前年度剰余金受入 [同上]
改正後	貸方科目 子ども・子育て支援特例公債事務取扱費一般会計へ繰入 一般会計へ繰入 [略]	改正前	貸方科目 子ども・子育て支援特例公債事務取扱費一般会計へ繰入 [同上]

備考 表中の「」の記載は注記である。

改正後	別表第三（第五条関係） 借方科目 子ども・子育て支援納付金収入 年金特別会計より受入 [略]	改正前	別表第三（第五条関係） 借方科目 年金特別会計より受入 [同上]
-----	--	-----	---

改正後	別表第四（第五条関係） 貸方科目 子ども・子育て支援推進費 乳児等のための支援給付費 一般会計へ繰入 国民年金事業費年金特別会計へ繰入 [略]	改正前	別表第四（第五条関係） 貸方科目 子ども・子育て支援推進費 [同上]
改正後	貸方科目 国債整理基金特別会計へ繰入 育児休業給付資金へ繰入 子ども・子育て支援資金へ繰入 [略]	改正前	貸方科目 国債整理基金特別会計へ繰入 [同上]

備考 表中の「」の記載は注記である。

この命令は、公布の日から施行する。ただし、第二表に係る改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

省 令

○財務省令第一号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）第四百三十三条の規定に基づき、歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二日

財務大臣 片山さつき

歳入歳出外の国庫内移換に関する規則（昭和三十年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	（移換手続） 第二条 [略] 四十五 法第二百三十三条の十五の規定により、育児休業等給付助定の剰余金を子ども・子育て支援助定の子ども・子育て支援資金に属する現金に組み替えるとき 四十六 [略]	改正前	（移換手続） 第二条 [同上] [一] 四十四 同上 [号を加える。] 四十五 [同上]
-----	---	-----	--

第三条 前条第一号から第二十七号まで（第五号の三中歳出の金額に戻し入れる場合及び第六号中資金を日本銀行に交付する場合を除く。）、第二十九号から第三十一号まで、第三十三号から第四十六号までに掲げる場合において発する国庫金振替書には、振替先としてその資金繰入れを受ける取扱庁名を記載し、又は記録し、かつ、次の区分により、その払出科目及び受入科目を記載し、又は記録しなければならない。

〔一〇四十 略〕

四十一 前条第四十五号に掲げる場合には、払出科目として「何年度、子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定、歳出外、剰余金」、受入科目として「何年度、子ども・子育て支援特別会計子ども・子育て支援勘定、歳入外、子ども・子育て支援資金」

四十二 前条第四十六号に掲げる場合において、育児休業給付資金に属する現金を繰替使用するときには、払出科目として「育児休業給付資金」、受入科目として「何年度、子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定、歳入外、繰替」、これを返還するときには、払出科目として「何年度、子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定、歳出外、繰替」、受入科目として「育児休業給付資金」

〔二〇四 略〕

第三条 前条第一号から第二十七号まで（第五号の三中歳出の金額に戻し入れる場合及び第六号中資金を日本銀行に交付する場合を除く。）、第二十九号から第三十一号まで、第三十三号から第四十五号までに掲げる場合において発する国庫金振替書には、振替先としてその資金繰入れを受ける取扱庁名を記載し、又は記録し、かつ、次の区分により、その払出科目及び受入科目を記載し、又は記録しなければならない。

〔一〇四十 同上〕

〔号を加える。〕

四十一 前条第四十五号に掲げる場合において、育児休業給付資金に属する現金を繰替使用するときには、払出科目として「育児休業給付資金」、受入科目として「何年度、子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定、歳入外、繰替」、これを返還するときには、払出科目として「何年度、子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定、歳出外、繰替」、受入科目として「育児休業給付資金」

〔二〇四 同上〕

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> <p>附 則</p> <p>この省令は、令和八年四月一日から施行する。</p> <p>○国土交通省令第五号</p> <p>国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十三条第一項の規定に基づき、国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。</p> <p>令和八年二月二日</p>	<p>国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令</p> <p>国土利用計画法施行規則（昭和四十九年総理府令第七十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄にそれぞれ掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。</p>
--	--

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省令第五号

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十三条第一項の規定に基づき、国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二日

国土交通大臣 金子 恭之

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

附 則

改正後	改正前
<p>（事後届出に係る届出書の記載事項）</p> <p>第十九条の三 法第二十三条第一項第七号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 権利取得者の国籍等（自然人にあつては、その国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する地域をいい、法人にあつては、その設立に当たつて準拠した法令を制定した国をいう。次号において同じ。）（同法別表第二の永住者の在留資格を有する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者にあつてはその旨を含む。次号イにおいて同じ。）</p> <p>二 権利取得者が法人である場合には、次に掲げる事項</p> <p>イ その代表者の国籍等</p> <p>ロ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に掲げる事項</p> <p>(1) 同一の国籍等を有する者がその役員数の過半数を占める場合 当該国籍等</p> <p>(2) 同一の国籍等を有する者がその議決権の過半数を占める場合 当該国籍等</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>（事後届出に係る届出書の記載事項）</p> <p>第十九条の三 法第二十三条第一項第七号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 権利取得者の国籍等（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する地域をいい、同法別表第二の永住者の在留資格を有する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者にあつてはその旨を含む。）（法人にあつては、その設立に当たつて準拠した法令を制定した国）</p> <p>（新設）</p> <p>二・三 (略)</p>

法規的告示

○農林水産省告示第八十四号

農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）第四百四十四条第四項、農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号）第三十二条第四項並びに農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第七十六条、第一百零四条、第二百一十一条第二項及び第二百三十二条第二項の規定に基づき、家畜共済に係る共済掛金標準率、家畜通常標準被害率、再保険料基礎率及び保険料基礎率等を次のように定める。

令和八年二月二日

農林水産大臣 鈴木 憲和

〔次のよう〕は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。

附 則

1 この告示は、令和八年四月一日から施行する。
2 令和五年農林水産省告示第三百十五号（家畜共済に係る共済掛金標準率等を定める件）は、廃止する。

3 この告示は、令和八年四月一日以後に共済掛金期間が開始する家畜共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に共済掛金期間が開始する家畜共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第八十五号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第一百七十七条第一項及び第六百六十六条の規定に基づき、平成三十年農林水産省告示第二百五十四号（農業保険法施行規則第一百七十七条第一項及び第六百六十六条の規定に基づき、診療その他の行為によつて組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年二月二日

農林水産大臣 鈴木 憲和

〔次のよう〕は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第八十六号

農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）第四百四十五条第一項及び農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第一百零六条の規定に基づき、同法第四百四十五条第一項の農林水産大臣が定める金額並びに同令第一百零六条の農林水産大臣が定める率及び農林水産大臣が定める事由を次のように定める。

令和八年二月二日

農林水産大臣 鈴木 憲和

〔次のよう〕は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。

附 則

1 この告示は、令和八年四月一日から施行する。
2 令和五年農林水産省告示第二百十九号（農業保険法第四百四十五条第一項の農林水産大臣が定める金額並びに農業保険法施行規則第一百零六条の農林水産大臣が定める率及び農林水産大臣が定める事由を定める件）は、廃止する。

3 この告示は、令和八年四月一日以後に共済掛金期間が開始する死亡廃用共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済掛金期間が開始する死亡廃用共済の共済関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第八十七号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第九十九条の規定に基づき、同条の農林水産大臣が定める率を次のように定める。

令和八年二月二日

農林水産大臣 鈴木 憲和

〔次のよう〕は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。

附 則

1 この告示は、令和八年四月一日から施行する。
2 令和五年農林水産省告示第二百二十号（農業保険法施行規則第九十九条の農林水産大臣が定める率を定める件）は、廃止する。

3 この告示は、令和八年四月一日以後に共済掛金期間が開始する疾病傷害共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済掛金期間が開始する疾病傷害共済の共済関係については、なお従前の例による。

その他告示

○内閣府告示第四号

次に掲げる組換えDNA技術によつて得られた生物及び組換えDNA技術によつて得られた生物を利用して製造された添加物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第1のAの2及び第2のDに規定する安全性審査を経たので、組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定に基づき公表する。

令和八年二月二日

内閣総理大臣 高市 早苗

組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た生物

品 種	名 称	申 請 者
わた	チヨウ田害虫抵抗性タMON15947系統	バイオエルクロツチサイエンス株式会社
大豆	除草剤グルホシネート、ジカクンバ、アトリルオキシアルカノエート系及びトリケトキシ耐性タインスMON94313系統	バイオエルクロツチサイエンス株式会社
大豆	チヨウ田害虫抵抗性タインスMON94637系統	バイオエルクロツチサイエンス株式会社
大豆	高オレイン酸含有タインスDP-305423-1並びに除草剤アトリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグリホサート耐性タインス44406系統の掛け合わせ品種	コルテバ・アグリサイエンス日本株式会社
組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た添加物		
品 目	名 称	申 請 者
ブルースホスホリラーゼ	Bacillus subtilis NT106 (pHYT2.MPM) 株を利用して生産されたブルースホスホリラーゼ	日本食品化工株式会社

十二、二十四 (略)
二十五 夏秋ピーマン

野菜指定 産地名	区 域
(略)	(略)
北信	長野県長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡及び下水内郡
(略)	(略)

二十六 (略)
二十七 ほうれんそう

野菜指定 産地名	区 域
(略)	(略)
(削る。)	(削る。)
(略)	(略)

二十八、三十 (略)

十二、二十四 (略)
二十五 夏秋ピーマン

野菜指定 産地名	区 域
(略)	(略)
長水	長野県長野市、中野市、飯山市、下高井郡木島平村及び野沢温泉村、上水内郡並びに下水内郡
(略)	(略)

二十六 (略)
二十七 ほうれんそう

野菜指定 産地名	区 域
(略)	(略)
黒川	宮城県富谷市及び黒川郡
(略)	(略)

二十八、三十 (略)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。
○東北地方整備局告示第十二号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二日

東北地方整備局長 西村 拓

- 一 施行者の名称 秋田県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 昭和五十一年建設省告示第百九十四号秋田都市計画、男鹿都市計画、五城目都市計画及び八郎潟都市計画下水道事業秋田湾・雄物川流域下水道(臨海処理区)
- 三 事業施行期間 自昭和五十一年二月二十六日至令和十三年三月三十一日
- 四 事業地

取用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

○東北地方整備局告示第十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二日

東北地方整備局長 西村 拓

- 一 施行者の名称 秋田県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 昭和五十七年建設省告示第七十九号大曲都市計画及び仙北都市計画下水道事業秋田湾・雄物川流域下水道(大曲処理区)
- 三 事業施行期間 自昭和五十七年一月二十二日至令和十三年三月三十一日
- 四 事業地

取用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

○東北地方整備局告示第十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二日

東北地方整備局長 西村 拓

- 一 施行者の名称 秋田県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 昭和五十八年建設省告示第六百六十一号横手都市計画下水道事業秋田湾・雄物川流域下水道(横手処理区)
- 三 事業施行期間 自昭和五十八年三月十七日至令和十三年三月三十一日
- 四 事業地

取用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

○東北地方整備局告示第十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二日

東北地方整備局長 西村 拓

- 一 施行者の名称 秋田県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 昭和六十二年建設省告示第七十七号大館都市計画下水道事業米代川流域下水道(大館処理区)
- 三 事業施行期間 自昭和六十二年二月六日至令和十三年三月三十一日
- 四 事業地

取用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

○東北地方整備局告示第十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二日

東北地方整備局長 西村 拓

- 一 施行者の名称 秋田県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 昭和六十三年建設省告示第二千三百三十五号鹿角都市計画及び小坂都市計画下水道事業米代川流域下水道(鹿角処理区)
- 三 事業施行期間 自昭和六十三年十二月八日至令和十三年三月三十一日
- 四 事業地

取用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

○関東地方整備局告示第十二号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二日

関東地方整備局長 橋本 雅道

- 一 施行者の名称 群馬県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 令和四年関東地方整備局告示第四十一号吉井都市計画道路路事業
- 三・五・十七号片山田島堰口線
- 三 事業施行期間 自令和四年二月十七日至令和九年十月三十一日
- 四 事業地
- 取用の部分 変更なし
- 使用の部分 変更なし

○関東地方整備局告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二日

関東地方整備局長 橋本 雅道

- 一 施行者の名称 埼玉県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成二十七年関東地方整備局告示第三百五十九号桶川都市計画道路事業三・四・二号駅東口通り線及び三・四・七号仲仙道線
- 三 事業施行期間 自平成二十七年十月十九日至令和十六年三月三十一日
- 四 事業地
- 取用の部分 変更なし
- 使用の部分 なし

○中国地方整備局告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

令和八年二月二日

中国地方整備局長 杉中 洋一

- 一 道路の種類、路線名及び道路の位置
- 一 一般国道 五十四号 広島市中区基町六番地先から同市中区基町一番一〇地先まで
- 二 他の工作物の管理者の氏名及び住所 氏名 公園管理者 広島市長 松井 一實 住所 広島市中区国泰寺町一丁目六番三四号
- 三 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容 一 一般国道五十四号（上り線）と広島市中央公園との兼用工作物管理協定及び「一般国道五十四号（上り線）と広島市中央公園との兼用工作物管理協定の実施に関する細目協定」に記載
- 四 管理の期間 令和八年一月九日から当該協定の存続する日まで

○九州地方整備局告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二日

九州地方整備局長 垣下 禎裕

- 一 施行者の名称 鹿児島県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成五年建設省告示第二千二百九十三号宮之城都市計画公園事業九・六・一号北薩広域公園
- 三 事業施行期間 自平成五年十二月九日至令和十九年三月三十一日
- 四 事業地
- 取用の部分 変更なし
- 使用の部分 変更なし

人事異動

内閣府

石井夏生利
 落合 孝文 加藤百合子
 中川 丈久 西村 訓弘
 程 近智 増島 雅和
 宮川 大介
 杉山 将
 林 千晶
 丸山絵美子
 鬼頭 武嗣
 佐古 和恵
 菅野 早紀
 谷口 綾子
 早紀
 新技術等効果評価委員会委員に任命する（各通）
 （二月三十日）

叙位・叙勲

正五位に叙する 木村 昇 朝長 正人
 大仁 洋 外崎 充子
 從五位に叙する（各通） 犬飼 久武 幡鎌 嘉男 山永 秀治
 正六位に叙する（各通） 河村 三夫 高橋 清幸 中山定一郎
 森 紘一 山口美喜男 山口 芳幸
 從六位に叙する（各通） 磯村 光広 原澤 幸司
 正七位に叙する（各通）（以上七年十二月二十五日） 縣 俊郎
 正五位に叙する
 從五位に叙する 内山 猛 竹内 善久
 春田 幹男 板東 睦夫
 正六位に叙する（各通）

岩本 英男 緒方 博孝 小山 雅昭
 佐野 弘 鈴木 功 武田富太郎
 千葉 善昭 長谷川次男 久本 明豊
 若林志萬夫
 從六位に叙する（各通） 武田 一彦
 正七位に叙する（以上七年十二月二十六日） 味噌 洋一
 押田満理子
 正四位に叙する
 （東京都中央区議会議員）
 從五位に叙する 貴島 輝彦 西 義弘 樋口紀代志
 正六位に叙する（各通） 漆山 晃輔 近藤 操 澤本 勝利
 田高 安徳 中北 智久 山田 榮
 從六位に叙する（各通） 井上 昭典 小川 紳夫
 田中 茂一 平鍋 光寛
 後藤 昇弘
 正七位に叙する（各通）（以上七年十二月二十七日） 深沢 規夫
 從三位に叙する

正六位に叙する 飯田 武彦 片山 萬信 菊井 正
 栗本 敏夫 田村 英二 寺下 明男
 外處 巖 間島 一雄
 從六位に叙する（各通） 岡元 賢二
 正七位に叙する（以上七年十二月二十八日） 梶元 逸男 坂口 貞夫
 從六位に叙する（各通）（七年十二月三十一日） 大橋 柁利 小柳 司
 正七位に叙する（各通）（二月二日） 渡邊 強
 從六位に叙する 永田 正幸 古田精一郎
 正七位に叙する（各通）（以上一月三日）
 ○叙勲
 （東京都中央区議会議員） 押田満理子
 旭日小綬章を授ける（七年十二月二十七日） 高師 章爾 外崎 充子
 瑞宝小綬章を授ける（各通） 山永 秀治
 瑞宝双光章を授ける（以上七年十二月二十五日）

瑞宝小綬章を授ける 佐藤 征男

鈴木 功 千葉 善昭 長谷川次男

瑞宝双光章を授ける(各通) 小山 雅昭

瑞宝単光章を授ける(以上七年十二月二十六日)

瑞宝中綬章を授ける 味岡 洋一

瑞宝双光章を授ける(各通) 田中 茂一 樋口紀代志

瑞宝単光章を授ける(各通) 岡元 賢二 菊井 正 寺下 明男

瑞宝単光章を授ける(七年十二月三十一日) 足立 豊子

瑞宝小綬章を授ける(一月二日) 小柳 司

瑞宝小綬章を授ける(七年十一月二日) 青木 謙次

元本邦駐劄グアテマラ共和国特命全權大使 マヌエル・エストゥアルス・ロルダン・パリジャス

旭日大綬章を贈与する(一月二十三日)

関東地方整備局公示

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年二月二日から二週間 一般の縦覧に供する。

令和八年二月二日

道路の種類 一般国道

路線の種類 五十号

占用を制限する区域

水戸市河和田町字榎本三六五八番二から同市見川町字丹下二ノ牧二一三九番一五まで

制限の対象とする占用物件

右記区域において、占用の制限の開始の期日として道路管理者が道路法第三十七条第三項に基づく公示をする日より前になされた、同法第三十二条第一項若しくは第三項の規定に基づく許可又は同法第三十五条の規定に基づく協議による同意がなされた電柱

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

指定製造事業者の指定等に関する省令に基づき、入替田に関する公示

指定製造事業者の指定等に関する省令(平成5年通商産業省令第77号)第3条第2項の規定に基づき、令和8年2月2日に施行される事業の区分

振動レベル計(振動レベル計を製造する事業)についての細目を制定したので公示する。

なお、平成27年4月1日に制定した事業の区分

振動レベル計(振動レベル計を製造する事業)についての細目を令和8年2月1日限り廃止するので公示する。

令和8年2月2日

経済産業大臣 赤澤 亮正

備考 上記の細目の内容は、経済産業省ホームページ(<http://www.meti.go.jp>)において閲覧に供する。また、経済産業省産業イノベーション・環境局基準認証政策課計量行政課においても閲覧に供する。

官庁報告

官庁事項

道路の種類 一般国道

占用を制限する区域

渋川市半田字沼辺一八八四番七から同市中村字十二七〇九番四まで

制限の対象とする占用物件

右記区域において、占用の制限の開始の期日として道路管理者が道路法第三十七条第三項に基づく公示をする日より前になされた、同法第三十二条第一項若しくは第三項の規定に基づく許可又は同法第三十五条の規定に基づく協議による同意がなされた電柱

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

令和十八年二月一日

占用を制限する理由

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年二月二日から二週間 一般の縦覧に供する。

令和八年二月二日

道路の種類 一般国道

路線の種類 十七号

占用を制限する区域

戸田市川岸三丁目二六五番から同市上戸田二丁目七番二まで

制限の対象とする占用物件

右記区域において、占用の制限の開始の期日として道路管理者が道路法第三十七条第三項に基づく公示をする日より前になされた、同法第三十二条第一項若しくは第三項の規定に基づく許可又は同法第三十五条の規定に基づく協議による同意がなされた電柱

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

令和十八年二月一日

占用を制限する理由

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年二月二日から二週間 一般の縦覧に供する。

令和八年二月二日

道路の種類 一般国道

路線の種類 十五号

占用を制限する区域

横浜市鶴見区市場富士見町一六七七番五から同市鶴見区鶴見中央三丁目二〇番一まで

制限の対象とする占用物件

右記区域において、占用の制限の開始の期日として道路管理者が道路法第三十七条第三項に基づく公示をする日より前になされた、同法第三十二条第一項若しくは第三項の規定に基づく許可又は同法第三十五条の規定に基づく協議による同意がなされた電柱

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

令和十八年二月一日

占用を制限する理由

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年二月二日から二週間 一般の縦覧に供する。

令和八年二月二日

道路の種類 一般国道

路線の種類 十五号

占用を制限する区域

横浜市鶴見区市場富士見町一六七七番五から同市鶴見区鶴見中央三丁目二〇番一まで

制限の対象とする占用物件

右記区域において、占用の制限の開始の期日として道路管理者が道路法第三十七条第三項に基づく公示をする日より前になされた、同法第三十二条第一項若しくは第三項の規定に基づく許可又は同法第三十五条の規定に基づく協議による同意がなされた電柱

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

令和十八年二月一日

占用を制限する理由

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年二月二日から二週間 一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長 橋本 雅道

備考

備考

備考

- (五) 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- (六) 占用の制限の開始の期日 令和十八年二月一日
- (七) 図面縦覧場所 関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年二月二日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和八年二月二日 関東地方整備局長 橋本 雅道

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 路線名 二十号
- (三) 占用を制限する区域

区 域 備 考
 甲府市国母八丁目一三六五番一から山梨県中巨摩郡昭和町西条字北河原三六七八番三まで

(四) 制限の対象とする占用物件 右記区域において、占用の制限の開始の期日として道路管理者が道路法第三十七条第三項に基づき公示をする日より前になされた、同法第三十二条第一項若しくは第三項の規定に基づき許可又は同法第三十五条の規定に基づき協議による同意がなされた電柱

- (五) 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- (六) 占用の制限の開始の期日 令和十八年二月一日
- (七) 図面縦覧場所 関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

法務省告示第十二号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

- 令和八年二月二日 法務大臣 平口 洋
- 住所 東京都世田谷区
グエン・ソン・チュウン 平成3年11月4日生
- 住所 東京都品川区
ド・カン・リン 平成6年2月28日生
- 住所 岡山市中区
マイ・ティ・ト 平成3年6月19日生
- 住所 東京都渋谷区
趙君峯 昭和60年5月13日生
- 住所 神奈川県茅ヶ崎市
吳京眞 昭和40年9月23日生
- 住所 神奈川県海老名市
ドアン・ジオン・リィ・ナ 平成5年8月14日生
- 住所 東京都大田区
モハマド・アノアルール・アロム 昭和51年8月10日生
- ファイジャ・アロム 平成24年2月15日生
- アナビア・アロム 平成30年11月9日生
- アズラク・ヌラズ・アロム 令和3年4月30日生

- 住所 東京都文京区
モハマド・エルシエルピニ・エラザジー・エルシエルピニ・エルシャル 平成4年8月2日生
- 住所 埼玉県蔵市
レイ・ロック・トアン 平成5年10月23日生
- 住所 東京都三鷹市
ファム・ティ・タン・ガ 平成3年3月31日生
- 住所 相模原市中央区
ファム・ティ・バン 平成5年2月10日生
- 住所 福岡県糟屋郡粕屋町
徐強暉 昭和63年12月23日生
- 住所 千葉県柏市
ブイ・ニャット・ミン 平成元年12月6日生
- 住所 千葉県野田市
フェルディナンド・スガヌマ・フローレス 昭和56年3月6日生
- 住所 東京都足立区
王登傑 平成2年3月7日生
- 住所 茨城県猿島郡境町
カリィ・アンドレア・テラオカ・サルダリアガ・デ・ソメヤ 昭和60年9月26日生
- 住所 大阪市住吉区
李騰 昭和60年8月22日生
- 蔡瑩瑩 昭和62年9月19日生
- 李佑辰 平成27年1月15日生

- 住所 静岡県駿東郡小山町
コズエ・オヤマ 昭和38年9月8日生
- 住所 兵庫県姫路市
盛玉芹 昭和58年1月20日生
- 住所 群馬県太田市
何玉環 昭和43年10月11日生
- 住所 東京都武蔵野市
アスマタ・カドカ・アディカリ 平成3年11月28日生
- メリスカ・アディカリ 平成22年9月9日生
- マリア・アディカリ 平成31年2月24日生
- マイロン・アディカリ 令和6年8月10日生
- 住所 千葉県美浜区
テッ・テッ・ヌ・ティー 昭和58年7月16日生
- ウェイ・ボン・テッ・ナイン 令和2年2月26日生
- 住所 埼玉県桶川市
ジョン・ンガンガ・ドウマ 平成2年3月18日生
- 住所 埼玉県入間市
ミヤザキ・フサエ・マツイ 昭和28年4月10日生
- 住所 さいたま市緑区
マダーブ・ナラヤン・マナダール 昭和30年5月16日生
- 住所 埼玉県富士見市
唐翔輝 平成16年9月15日生
- 住所 埼玉県和光市
王長和 昭和57年6月29日生
- 住所 埼玉県草加市
孫敬宇 平成5年4月18日生
- 住所 埼玉県吉川市
サンギタ・ブラムサカ 平成4年3月11日生
- 住所 埼玉県川口市
グエン・トゥエット・ニュン 平成12年8月23日生
- 住所 埼玉県川越市
魏子茗 平成25年6月22日生
- 魏子竣 平成28年6月29日生
- 住所 東京都中央区
陳錦峰 昭和50年12月17日生
- 陳宵宇 平成18年10月22日生
- 陳帥宇 平成21年6月2日生

- 住所 東京都渋谷区
ドノル・ヴァリエンテ・フロリアン 昭和60年5月4日生
- 住所 東京都目黒区
高旭煥 昭和34年1月14日生
- 俞晴美 昭和41年5月23日生
- 高改慶 平成5年9月6日生
- 高晃一 平成9年1月30日生
- 住所 東京都北区
ラバソワ・イネッサ・アナトーリエヴナ 昭和44年6月2日生
- 住所 横浜市都筑区
蘇宸 平成4年12月4日生
- 住所 福岡県朝倉市
サリク・ラム・サブコタ 平成4年7月19日生
- 住所 福岡市中央区
ドルバ・アデユカリ 平成元年11月19日生
- 住所 山口県宇部市
カズミ・アガリ 昭和29年10月17日生
- 住所 東京都練馬区
張雨辰 平成12年3月21日生
- 住所 静岡県沼津市
カルナナヤカ・アトウコララゲ・ガヤツリ・イスルニ・マドウシャニ 平成元年2月22日生
- タラガラ・ガムラトウ・カンカナム・アプハミラゲ・ドン・ミヒニ・ヒヨリ 平成28年5月25日生
- タラガラ・ガムラトウ・カンカナム・アプハミラゲ・ドン・アケン・エサダ 令和元年11月12日生
- 住所 静岡県磐田市
バンバラガラ・アラッチゲ・ランディカ・スリナトゥウ 平成4年1月21日生
- 住所 岡山県倉敷市
劉東全 昭和54年3月19日生
- 劉芷暢 令和2年8月8日生
- 住所 札幌市東区
阿拉坦凶雅 昭和50年5月16日生
- 李晗娜 平成19年3月23日生
- 李多麗娜 平成26年4月10日生

住所 東京都港区
侯成君 昭和61年3月17日生

住所 東京都新宿区
徐鑑桐 平成8年12月6日生

住所 横浜市青葉区
アル・バダウィ・アハメド・モハメド・ナセル
平成2年10月9日生

住所 東京都中野区
パトリシア・セリース・カブレラ 平成12年6月23日生

住所 京都市左京区
宋優子 昭和30年6月26日生

住所 名古屋市守山区
高嘉盛 平成21年12月21日生

住所 愛知県春日井市
ジーバン・ラヤマジ 昭和62年10月21日生
スリジタ・ラヤマジ 令和5年4月25日生

住所 愛知県刈谷市
グレシャニー・オシオ 昭和60年3月7日生

住所 愛知県碧南市
カミラ・アイコ・カナシロ 平成14年11月25日生

住所 東京都町田市
マスダ・エイ・エイ・チョウ 昭和48年4月1日生

住所 東京都文京区
ウィリアム・ローレンス・エディ 昭和48年1月8日生

住所 東京都足立区
袁紫舒 昭和50年12月7日生

住所 愛知県碧南市
エリキ・ユウジ・クボ 平成9年5月9日生

住所 滋賀県大津市
ルーツ・サン・ペドロ・クボニシ 昭和48年3月31日生

法務省登記部第三十三課
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九条の規定に基づき、次の者に対し、台湾において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

令和八年二月二日 法務大臣 平口 洋
氏名 林 尚輝
生年月日 千九百八十五年二月二十一日



諸 事 項

工場財団

大阪市中央区道修町二丁目1番10号**田村薬品工業株式会社**の工場財団に和歌山県橋本市紀ノ光台三丁目2番地1田村薬品工業株式会社紀ノ光台工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和8年2月2日
和歌山地方務局橋本支局

公示送達

再審査請求人 北海道札幌市中央区北4条西26丁目2-12 共栄ハイム205
上野 淑

上記の者に送達すべき令和7年11月7日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関1丁目2番2号中央合同庁舎第5号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第66条第1項において準用する同法第51条第2項ただし書及び第3項の規定により公示する。
令和8年2月2日
厚生労働大臣 上野賢一郎

建設業の許可の取消処分公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
令和8年2月2日
四国地方整備局長 豊口 佳之

- 処分をした年月日 令和8年1月8日
- 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 株式会社グリーンエナジー・ライフ 竹村 敏之 徳島県徳島市沖浜東1-44 国土交通大臣許可（特-06）第25619号
- 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取り消し（電気工業に関する特定建設業の許可）

- 処分の原因となった事実 令和7年12月8日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

建築基準適合判定資格者の登録の消除の公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の63第1項の規定に基づき、建築基準適合判定資格者の登録を消除したので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年2月2日
北海道開発局長 遠藤 達哉

- 処分をした年月日 令和8年1月13日
- 処分を受けた建築基準適合判定資格者の氏名及び登録番号 荒谷 優 第174号
- 処分の内容 登録の消除
- 処分の原因となった事実 建築基準法第77条の59第二号の規定により、当該建築基準適合判定資格者から届出があった。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第72340号

東京都豊島区西池袋1丁目17番1号
申立人 東京都豊島都税事務所長

本籍東京都三鷹市大沢3丁目1399番地、最後の住所東京都豊島区南池袋3丁目8番3-405号、死亡の場所東京都豊島区、死亡年月日推定令和3年3月7日、出生の場所東京都文京区、出生年月日昭和25年10月2日、職業不明

被相続人 亡 富田 直惠
事務所東京都千代田区大手町1丁目1番2号
大手門タワー西村あさひ法律事務所・外国法共同事業
相続財産清算人 弁護士 横山兼太郎
催告期間満了日 令和8年8月31日
東京家庭裁判所

令和7年（家）第72424号

東京都荒川区荒川2丁目2番3号
申立人 荒川区長

本籍東京都世田谷区三軒茶屋1丁目53番地、最後の住所東京都荒川区荒川1丁目57番7号、死亡の場所東京都荒川区、死亡年月日推定令和7年4月10日、出生の場所東京都世田谷区、出生年月日昭和24年7月9日、職業無職
被相続人 亡 森 勇美雄
事務所東京都中央区銀座3丁目10番7号銀座京屋ビル6階緑川・北代法律事務所
相続財産清算人 弁護士 北代八重子
催告期間満了日 令和8年8月31日
東京家庭裁判所

令和7年（家）第72552号

東京都葛飾区立石5丁目13番1号葛飾区役所申立人 東京都葛飾区長
本籍青森県上北郡野辺地町字中屋敷6番地2、最後の住所東京都葛飾区東水元1丁目4番2号、死亡の場所東京都葛飾区、死亡年月日令和5年2月1日頃から10日頃までの間、出生の場所青森県上北郡野辺地町、出生年月日昭和27年11月4日、職業不明
被相続人 亡 原田 辰夫
事務所東京都千代田区神田錦町2丁目1番8号竹橋ビル2階 みとしろ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 山崎雄一郎
催告期間満了日 令和8年8月31日
東京家庭裁判所

令和7年（家）第73009号

東京都北区上十条2-27-1 J&MALL3階
申立人 東京都都税事務所長
本籍東京都北区中里2丁目14番、最後の住所東京都北区中里2丁目14番6-401号、死亡の場所東京都北区、死亡年月日令和6年4月15日頃、出生の場所東京都新宿区、出生年月日昭和33年6月6日、職業不明
被相続人 亡 眞鍋 照二
事務所東京都中央区八重洲2-11-6 八重洲KNビル3階 宇田川・竹原法律事務所
相続財産清算人 弁護士 宇田川博史
催告期間満了日 令和8年8月31日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第73034号

東京都杉並区和田3丁目12番12号
申立人 谷川 恵智子
本籍東京都江東区木場4丁目28番地1、最後の住所東京都杉並区和田3丁目12番12号、死亡の場所東京都杉並区、死亡年月日令和7年8月18日、出生の場所東京都墨田区、出生年月日昭和25年9月19日、職業不明
被相続人 亡 谷川 清
事務所東京都港区赤坂4丁目7番15号陽栄光ビル5階 光和総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 篠 連
催告期間満了日 令和8年8月31日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第41032号

神奈川県横浜市磯子区杉田2-8-14
申立人 柏 晶美
本籍神奈川県横浜市中区初音町1丁目24番地、最後の住所神奈川県横浜市磯子区洋光台3丁目13番5-1012号、死亡の場所神奈川県横浜市港南区、死亡年月日令和6年11月13日、出生の場所東京府東京市江戸川区、出生年月日昭和14年3月22日、職業無職
被相続人 亡 片桐 隆
事務所横浜市神奈川区栄町8番地1ヨコハマポートサイドビル3階
相続財産清算人 弁護士 上平加奈子
催告期間満了日 令和8年9月18日
横浜家庭裁判所

令和7年(家)第3581号

山梨県甲府市朝日2丁目12番2号
申立人 小野 竹雄
本籍山梨県甲府市丸の内3丁目280番地、最後の住所山梨県甲府市東下条町107番地フォーリーブス甲府、死亡の場所山梨県甲府市、死亡年月日令和7年11月25日、出生の場所山梨県甲府市、出生年月日昭和10年10月27日、職業無職
被相続人 亡 井原 淳子
事務所山梨県甲府市相生1丁目3番11号 ひまわり法律事務所
相続財産清算人 弁護士 信田 恵三
催告期間満了日 令和8年8月14日
甲府家庭裁判所

令和7年(家)第81333号

大阪府大阪市中央区大手前2丁目1番22号
申立人 大阪府
本籍大阪府八尾市北本町2丁目37番地、最後の住所大阪府八尾市郡川3丁目82番地の1しあわせの郷和卯、死亡の場所大阪府八尾市、死亡年月日令和7年3月15日、出生の場所大阪府大阪市東成区、出生年月日昭和10年10月28日、職業不明
被相続人 亡 山口 静子
大阪市中央区谷町9丁目3番7号中央谷町ビル2階
相続財産清算人 弁護士 岩佐 賢次
催告期間満了日 令和8年9月15日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第81677号

大阪府堺市南区三原台1-3-2-905
申立人 山田 末光
本籍島根県出雲市湖陵町差海1864番地、最後の住所大阪市港区市岡元町3丁目10番16-602号、死亡の場所大阪府大阪市此花区、死亡年月日令和7年9月25日、出生の場所島根県簸川郡湖陵村、出生年月日昭和32年4月20日、職業会社員
被相続人 亡 桑原 雅之
大阪市北区西天満3丁目14番16号西天満パークビル3号館5階
相続財産清算人 弁護士 宗川 暢一
催告期間満了日 令和8年9月15日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第2160号

大阪府泉佐野市市場東1丁目1番1号
申立人 泉佐野市
本籍大阪府泉佐野市市場西1丁目4841番地、最後の住所大阪府泉佐野市市場西1丁目5番4号、死亡の場所大阪府泉佐野市、死亡年月日令和6年1月22日、出生の場所大阪府泉佐野市、出生年月日昭和42年7月5日、職業無職
被相続人 亡 播磨屋公江
堺市堺区中瓦町1丁目1番21号堺東八幸ビル5階
相続財産清算人 弁護士 小林 邦子
催告期間満了日 令和8年9月14日
大阪家庭裁判所岸和田支部

令和7年(家)第3015号

山口県山陽小野田市大字小野田528-2ビレッジハウス3-203
申立人 河本 耕二
本籍山口県山陽小野田市大字小野田528番地2、最後の住所山口県山陽小野田市大字小野田470番地1、死亡の場所山口県山陽小野田市、死亡年月日令和6年11月24日、出生の場所山口県小野田市、出生年月日昭和29年1月1日、職業無職
被相続人 亡 河本 清彦
事務所山口県宇部市琴芝町2丁目5番2号 嶋村法律事務所
相続財産清算人 弁護士 嶋村 慎二
催告期間満了日 令和8年9月1日
山口家庭裁判所船木出張所

令和7年(家)第3019号

山口県山陽小野田市日の出1丁目1番1号
申立人 山陽小野田市
代表者市長 藤田 剛二
本籍山口県山陽小野田市須江3丁目7番、最後の住所山口県山陽小野田市須江3丁目5番8-301 市営住宅H-1棟31号、死亡の場所山口県山陽小野田市、死亡年月日令和6年7月18日頃、出生の場所山口県小野田市、出生年月日昭和50年3月27日、職業不明
被相続人 亡 徳山 政次
事務所山口県宇部市相生町5番8号弁護士法人ONE字部オフィス
相続財産清算人 弁護士 弘藤 智基
催告期間満了日 令和8年9月1日
山口家庭裁判所船木出張所

令和7年(家)第20184号

大分県別府市上野町1番15号
申立人 別府市長 長野 恭紘
本籍大分県別府市大字鶴見280番地、最後の住所大分県別府市元町15番3号、死亡の場所大分県別府市、死亡年月日平成12年2月9日、出生の場所宮崎県宮崎郡宮崎町、出生年月日大正10年3月26日、職業不明
被相続人 亡 梶原タミ子
事務所大分市城崎町2丁目4番19号
相続財産清算人 司法書士 和田 正敏
催告期間満了日 令和8年8月31日
大分家庭裁判所

令和7年(家)第587号

鹿児島市下荒田4丁目30番5号403号
申立人 合同会社TSUNAGARU
本籍鹿児島県鹿児島市原良4丁目1795番地、最後の住所鹿児島市東谷山2丁目2番19号プリンスマンション106号、死亡の場所鹿児島県鹿児島市、死亡年月日令和6年7月1日から10日までの間、出生の場所兵庫県有馬郡三田町、出生年月日昭和19年8月7日、職業無職
被相続人 亡 山下 裕子
鹿児島県始良市東餅田2490番地2岩井法律事務所
相続財産清算人 弁護士 岩井 作太
催告期間満了日 令和8年9月4日
鹿児島家庭裁判所

令和7年(家)第140号

鹿児島県始良市宮島町25番地
申立人 始良市
本籍鹿児島県始良市永瀬368番地、最後の住所鹿児島県始良市西始良4丁目17番6号、死亡の場所鹿児島県鹿児島市、死亡年月日令和5年7月9日、出生の場所鹿児島県始良郡帖佐町、出生年月日昭和29年1月14日、職業不明
被相続人 亡 東 正一
鹿児島県始良市宮島町27番地7宮島ビル2F
相続財産清算人 司法書士法人重野事務所
催告期間満了日 令和8年8月31日
鹿児島家庭裁判所加治木支部

令和7年(家)第152号

鹿児島県始良市宮島町25番地
申立人 始良市
本籍鹿児島県始良市蒲生町上久徳2752番地、最後の住所鹿児島県始良市蒲生町上久徳2735番地、死亡の場所鹿児島県霧島市、死亡年月日平成26年12月7日、出生の場所鹿児島県始良郡蒲生町、出生年月日昭和26年1月16日、職業無職
被相続人 亡 中島 猛
鹿児島県始良市宮島町27番地7宮島ビル2F
相続財産清算人 司法書士法人重野事務所
催告期間満了日 令和8年8月31日
鹿児島家庭裁判所加治木支部

令和7年(家)第216号

香川県高松市多肥上町1770番地5
申立人 市川 晴美
本籍香川県坂出市室町1丁目4342番地10、最後の住所香川県丸亀市土器町東5丁目695番地、死亡の場所香川県坂出市、死亡年月日令和7年8月17日、出生の場所朝鮮京城府全羅北道淳昌郡淳昌邑、出生年月日昭和20年7月21日、職業無職
被相続人 亡 原 一弘
香川県善通寺市善通寺町1丁目1番1号 善通寺法律事務所
相続財産清算人 弁護士 高丸 雄介
催告期間満了日 令和8年8月31日
高松家庭裁判所丸亀支部

令和7年(家)第6080号

長崎県佐世保市田原町18番14号
申立人 金子 繁哉
本籍長崎県南島原市北有馬町丁327番地、最後の住所長崎県佐世保市烏帽子町328番地3、死亡の場所長崎県佐世保市、死亡年月日令和6年7月23日、出生の場所大連市、出生年月日昭和9年9月29日、職業無職
被相続人 亡 末永 公正
長崎県佐世保市下京町9番13号 DKビルII 7階
相続財産清算人 竹口 将太
催告期間満了日 令和8年8月21日
長崎家庭裁判所佐世保支部

令和7年(家)第162号

宮城県遠田郡美里町北浦字駒米13番地
申立人 宮城県遠田郡美里町長 相澤 清一
本籍宮城県遠田郡美里町南小牛田字本屋敷2番地2、最後の住所宮城県遠田郡美里町字志賀町3丁目2番地3町営志賀町住宅B106号、死亡の場所宮城県遠田郡美里町、死亡年月日令和7年4月以下不詳、出生の場所宮城県遠田郡小牛田町、出生年月日昭和15年5月20日、職業不明
被相続人 亡 佐々木清子
事務所宮城県大崎市古川駅前3丁目13番2号 小高法律事務所
相続財産清算人 弁護士 富田 成人
催告期間満了日 令和8年8月31日
仙台家庭裁判所古川支部

令和7年(家)第80483号

埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号
申立人 朝霞市
本籍埼玉県北足立郡朝霞町大字膝折3番地、最後の住所埼玉県北足立郡朝霞町大字膝折3番地、死亡の場所北足立郡膝折村大字膝折158番地、死亡年月日明治41年3月24日、出生の場所不明、出生年月日文政2年7月1日、職業不明
被相続人 亡 鈴木 由喜
事務所埼玉県さいたま市大宮区仲町2-25松亀プレジデントビル5F法律事務所SAI
相続財産清算人 弁護士 樋口 崇
催告期間満了日 令和8年8月26日
さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第776号

埼玉県草加市高砂1-1-1
申立人 草加市長 瀬戸百合子
本籍埼玉県草加市北谷1丁目19番、最後の住所埼玉県草加市北谷1丁目19番8号、死亡の場所埼玉県越谷市、死亡年月日令和5年1月23日、出生の場所東京都東村山市、出生年月日昭和47年5月26日、職業不明
被相続人 亡 櫻澤 英樹
埼玉県越谷市南越谷4丁目11番地4セントエルモ新越谷301号室 しらこぼと法律事務所
相続財産清算人 渡部 友之
催告期間満了日 令和8年8月21日
さいたま家庭裁判所越谷支部

令和7年(家)第10230号

東京都豊島区西池袋5丁目26番16号
申立人 スターマーク株式会社
本籍埼玉県所沢市西狭山ヶ丘1丁目2421番地、最後の住所埼玉県所沢市西狭山ヶ丘1丁目2421番地の11、死亡の場所埼玉県所沢市、死亡年月日令和6年12月29日、出生の場所埼玉県入間市、出生年月日昭和45年12月7日、職業不明
被相続人 亡 関谷 公宏
事務所埼玉県所沢市くすのき台3丁目1番地の13 烏山ビル2階 埼玉所沢法律事務所
相続財産清算人 弁護士 西本 昌弘
催告期間満了日 令和8年8月21日
さいたま家庭裁判所川越支部

令和7年(家)第10307号

群馬県前橋市本町2丁目12番6号
申立人 株式会社東和銀行
本籍埼玉県所沢市大字山口2031番地4、最後の住所埼玉県所沢市北中2丁目354番地の3、死亡の場所埼玉県所沢市、死亡年月日令和6年4月16日、出生の場所埼玉県所沢市、出生年月日昭和34年4月26日、職業会社代表者
被相続人 亡 山本 芳春
事務所埼玉県所沢市日吉町14番3号 朝日生命所沢ビル3階 弁護士法人アルファ総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 田村 裕輝
催告期間満了日 令和8年8月21日
さいたま家庭裁判所川越支部

令和7年(家)第72536号

東京都品川区広町2-1-36
申立人 東京都品川都税事務所長
本籍東京都大田区南馬込1丁目9番、最後の住所東京都品川区八潮5丁目8番47-410号、死亡の場所東京都品川区、死亡年月日令和5年9月20日、出生の場所東京都品川区、出生年月日昭和22年2月21日、職業社会保険労務士
被相続人 亡 芳賀 正弘
事務所東京都中央区銀座1丁目7番6号銀座河合ビル5階 新都市総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 渡邊 慎一
催告期間満了日 令和8年8月31日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第3327号

岩手県下閉伊郡普代村第10地割字羅賀4-4-3
申立人 藤原 浩
本籍神奈川県足柄上郡山北町山北1178番地、最後の住所神奈川県足柄上郡山北町山北571番地、死亡の場所神奈川県足柄上郡山北町、死亡年月日令和7年8月11日、出生の場所神奈川県足柄上郡山北町、出生年月日昭和49年7月4日、職業建設業
被相続人 亡 藤原 晶
事務所神奈川県小田原市栄町1丁目14番48号 ジャンボーナックビル710号室 田中・宇佐美・石井法律事務所
相続財産清算人 弁護士 石井 宏明
催告期間満了日 令和8年8月24日
横浜家庭裁判所小田原支部

令和7年(家)第3101号

山梨県山梨市東後屋敷971番地
申立人 光福寺
本籍東京都杉並区荻窪3丁目71番地、最後の住所山梨県山梨市一町田中444番地の2、死亡の場所山梨県山梨市、死亡年月日推定令和3年1月30日、出生の場所長崎県北松浦郡江迎町、出生年月日昭和25年8月16日、職業僧侶
被相続人 亡 村岡 亮宏
事務所山梨県甲府市北口3丁目8番24号東條法律事務所
相続財産清算人 弁護士 東條 正人
催告期間満了日 令和8年8月24日
甲府家庭裁判所

令和8年(家)第4002号

長野県佐久市新子田1700番地191
申立人 遠山 雅子
本籍長野県佐久市八幡70番地、最後の住所長野県佐久市八幡70番地、死亡の場所長野県佐久市、死亡年月日令和7年11月28日、出生の場所長野県北佐久郡南御牧村、出生年月日昭和23年8月13日、職業無職
被相続人 亡 徳山とよ子
主たる事務所長野県佐久市岩村田3112番地
相続財産清算人 司法書士法人山際・竹花合同事務所
催告期間満了日 令和8年8月31日
長野家庭裁判所佐久支部

令和7年(家)第40124号

長野県松本市大字大村319番地1
申立人 荒井美恵子
本籍長野県松本市中央1丁目530番地、最後の住所長野県松本市丸の内8番6号、死亡の場所長野県松本市、死亡年月日令和6年12月3日、出生の場所長野県松本市、出生年月日昭和37年6月14日、職業無職
被相続人 亡 藤森 康彦
事務所長野県松本市大手3丁目6番10号 槇石ビル3階北 山崎秀隆法律事務所
相続財産清算人 弁護士 山崎 秀隆
催告期間満了日 令和8年8月15日
長野家庭裁判所松本支部

令和7年(家)第120号

長野県飯田市龍江6729番地2
申立人 澤柳 俊彦
本籍長野県飯田市時又943番地1、最後の住所長野県飯田市時又943番地1、死亡の場所長野県飯田市、死亡年月日令和7年6月3日、出生の場所長野県飯田市、出生年月日昭和40年8月20日、職業柔道整備師
被相続人 亡 澤柳 秀樹
長野県飯田市小伝馬町1丁目3594番地7
相続財産清算人 弁護士法人下平法律事務所
催告期間満了日 令和8年8月14日
長野家庭裁判所飯田支部

令和7年(家)第5035号

福井県大飯郡高浜町宮崎86号23番地2
申立人 高浜町長 西嶋 久勝
本籍福井県大飯郡高浜町関屋第47号4番地、最後の住所福井県大飯郡高浜町関屋第52号7番地2、死亡の場所福井県大飯郡高浜町、死亡年月日平成28年1月18日、出生の場所福井県大飯郡青郷村、出生年月日昭和22年5月10日、職業不明
被相続人 亡 馬淵 嗣郎
事務所福井県敦賀市新松島町1-26 ヴァンヴェール2F 堺法律事務所
相続財産清算人 弁護士 吉川あず沙
催告期間満了日 令和8年9月1日
福井家庭裁判所敦賀支部

令和7年(家)第30172号

静岡市駿河区中島430番地の5 中島団地S21-302号
申立人 中島団地S21棟管理組合
本籍静岡県静岡市駿河区南八幡町10番、最後の住所静岡市駿河区中島430番地の5中島団地S21棟 301号、死亡の場所静岡県焼津市、死亡年月日令和5年8月24日頃、出生の場所静岡県田方郡函南町、出生年月日昭和49年1月25日、職業不明
被相続人 亡 関根佐知子
静岡市清水区辻1-2-1 えじりあ203号
中央法律事務所
相続財産清算人 弁護士 丸山 拓也
催告期間満了日 令和8年9月4日
静岡家庭裁判所

令和7年(家)第30334号

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
申立人 国

本籍千葉県柏市大井1866番地2、最後の住所千葉県柏市大井804番地5、死亡の場所千葉県柏市、死亡年月日令和元年6月15日、出生の場所富山県下新川郡魚津町、出生年月日昭和17年10月1日、職業無職
被相続人 亡 盛本 建治
事務所千葉県我孫子市本町2-6-12 サンシティ-305 我孫子あやめ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 寺山 竜介
催告期間満了日 令和8年9月15日
千葉家庭裁判所松戸支部

令和7年(家)第8152号

静岡県裾野市佐野1059番地
申立人 裾野市
本籍静岡県沼津市大岡3807番地2、最後の住所静岡県裾野市呼子1丁目1番22号、死亡の場所静岡県御殿場市、死亡年月日令和6年3月15日、出生の場所岩手県下閉伊郡大川村、出生年月日昭和30年5月15日、職業不明
被相続人 亡 米沢 正幸
静岡県沼津市御幸町24-46-2 瀬野・平法律事務所
相続財産清算人 弁護士 瀬野 真志
催告期間満了日 令和8年9月15日
静岡家庭裁判所沼津支部

令和7年(家)第7521号

愛知県春日井市中央台4丁目1番地の3
申立人 中央台団地特別分譲住宅管理組合
本籍名古屋市中区昭和区御器所2丁目2番、最後の住所名古屋市中区昭和区御器所2丁目2番30号、死亡の場所名古屋市中南区、死亡年月日平成31年2月1日、出生の場所名古屋市中区、出生年月日昭和4年3月28日、職業不明
被相続人 亡 江南つや子
事務所名古屋市中区上津津2丁目10番24号
福信ビル2A号室 山口央法律事務所
相続財産清算人 弁護士 山口 央
催告期間満了日 令和8年8月26日
名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第7860号

東京都八王子市館町584番地3
申立人 高橋 昇
本籍名古屋市中区守山区白沢町259番地、最後の住所名古屋市中区守山区白沢町259番地、死亡の場所愛知県日進市、死亡年月日平成25年7月1日、出生の場所名古屋市中区、出生年月日昭和33年7月14日、職業不明
被相続人 亡 高橋 勝彦

事務所名古屋市中区丸の内3丁目19番1号
ライオンビル6階 愛知さくら法律事務所
相続財産清算人 弁護士 矢田 啓悟
催告期間満了日 令和8年8月26日
名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第1073号

愛知県西尾市吉良町富好新田三角4
申立人 岩瀬 秀夫
本籍愛知県西尾市吉良町小山田西浜田76番地、最後の住所愛知県西尾市吉良町小山田西浜田76番地 朝岡アパート6号、死亡の場所愛知県西尾市、死亡年月日令和7年7月24日、出生の場所愛知県名古屋市中瑞穂区、出生年月日昭和45年4月3日、職業不明
被相続人 亡 岩瀬 英樹
愛知県安城市小川町の場丘11-2 コーポ小川102 さくらい法律事務所
相続財産清算人 山本 興輝
催告期間満了日 令和8年8月27日
名古屋家庭裁判所岡崎支部

令和7年(家)第2210号

滋賀県草津市西大路町1番1号
申立人 AG債権回収株式会社
本籍愛知県北設楽郡豊根村大字三沢字上手8番地、最後の住所愛知県豊橋市曙町字南松原150番地の2 305、死亡の場所愛知県渥美郡田原町、死亡年月日平成14年3月1日、出生の場所愛知県北設楽郡豊根村、出生年月日昭和22年7月21日、職業会社員
被相続人 亡 守下 正一
愛知県豊橋市曙町字若松106番地2 4階
金光法律事務所
相続財産清算人 弁護士 金光 政法
催告期間満了日 令和8年8月16日
名古屋家庭裁判所豊橋支部

令和8年(家)第1号

大阪府都島区内代町1丁目2番6号プロムナード都島608号
申立人 姫路 正和
本籍京都府亀岡市大井町小金岐1丁目9番、最後の住所京都府亀岡市大井町小金岐1丁目9番32号、死亡の場所京都府亀岡市、死亡年月日令和4年末頃、出生の場所京都府京都市中京区、出生年月日昭和25年7月31日、職業不詳
被相続人 亡 姫路 修一
事務所京都市西京区榎原中垣外7番地3
相続財産清算人 上田具美子
催告期間満了日 令和8年8月31日
京都家庭裁判所園部支部

令和7年(家)第81604号

大阪府北区東天満1丁目3番15-201号
申立人 有馬 公明
本籍大阪府東大阪市友井2丁目32番、最後の住所大阪府東大阪市友井2丁目32番9号、死亡の場所大阪府東大阪市、死亡年月日推定令和7年10月11日から20日までの間、出生の場所大阪府布施市、出生年月日昭和41年12月11日、職業無職
被相続人 亡 赤松 留美
大阪府北区梅田3丁目1番3号 ノースゲートビル14階
相続財産清算人 弁護士 田村 由起
催告期間満了日 令和8年9月15日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第81631号

大阪府阿倍野区天王寺町北2丁目31番26号
申立人 特定非営利活動法人高齢者財産管理サポートまもるくん
本籍大阪府大阪市都島区都島中通1丁目13番地、最後の住所大阪市港区弁天5丁目11番20号第3グループホームやすらぎ、死亡の場所大阪府大阪市港区、死亡年月日令和7年8月14日、出生の場所大阪府大阪市北区、出生年月日大正14年9月13日、職業無職
被相続人 亡 田村 愛子
大阪市淀川区宮原1丁目19番32号プライマリー新大阪701号
相続財産清算人 弁護士 橋本 智子
催告期間満了日 令和8年9月16日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第81637号

兵庫県三木市志染町中自由が丘2丁目465番地
申立人 井関由利子
本籍鹿児島県薩摩川内市上飫町中飫760番地、最後の住所大阪府大阪市港区池島3丁目10番17号、死亡の場所大阪府大阪市港区、死亡年月日令和2年11月21日頃から30日頃までの間、出生の場所鹿児島県薩摩郡上飫村、出生年月日昭和30年3月18日、職業不詳
被相続人 亡 中村 俊郎
大阪府中央区今橋2-3-21今橋藤浪ビルディング4階
相続財産清算人 弁護士 中川みち子
催告期間満了日 令和8年9月16日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第232号

兵庫県丹波市氷上町柿柴505番地の1
申立人 柿柴区

本籍兵庫県丹波市氷上町柿柴37番地2、最後の住所兵庫県丹波市氷上町柿柴37番地2、死亡の場所兵庫県丹波市、死亡年月日令和4年6月6日、出生の場所兵庫県氷上郡氷上町、出生年月日昭和32年9月15日、職業不詳
被相続人 亡 萩野 勝
神戸市東灘区本山北町3丁目4-11ポコアポコ本山ハウス301号室 弁護士法人イースト
相続財産清算人 弁護士 東 泰弘
催告期間満了日 令和8年8月18日
神戸家庭裁判所柏原支部

令和8年(家)第3号

和歌山県有田市辻堂594番地1
申立人 上野山捷身

本籍和歌山県西牟婁郡朝来村大字朝来917番地、最後の住所不明、死亡の場所西牟婁郡田辺町大字湊、死亡年月日昭和11年11月22日、出生の場所不明、出生年月日明治44年2月12日、職業不明
被相続人 亡 谷口 繁雄
事務所和歌山県田辺市秋津町205番地の9
相続財産清算人 司法書士 松下 哲也
催告期間満了日 令和8年8月17日
和歌山家庭裁判所田辺支部

令和7年(家)第30058号

兵庫県神戸市垂水区平磯4丁目3番21号フェニックスK2-402
申立人 榎本 昌起
本籍兵庫県三田市乙原614番地、最後の住所兵庫県明石市西朝霧丘1番2-105号、死亡の場所兵庫県神戸市西区、死亡年月日令和7年10月2日、出生の場所兵庫県神戸市長田区、出生年月日昭和39年12月5日、職業無職
被相続人 亡 増田 一成
神戸市中央区三宮町2丁目11-1 センタープラザ西館501号 神戸中央法律事務所
相続財産清算人 弁護士 森 有美
催告期間満了日 令和8年8月26日
神戸家庭裁判所明石支部

令和7年(家)第30514号

広島市西区己斐上2丁目16番1号
申立人 有限会社シーエス

本籍広島市東区温品町2145番地2、最後の住所広島市中区薬研堀5番14-502号、死亡の場所広島市中区、死亡年月日令和2年6月9日、出生の場所広島県安芸郡府中町、出生年月日昭和18年3月31日、職業不明
被相続人 亡 惣本 秀夫
事務所広島市中区八丁堀6番7号チュリス八丁堀504号はばたき法律事務所
相続財産清算人 弁護士 毛利 圭佑
催告期間満了日 令和8年8月28日
広島家庭裁判所

令和7年(家)第404号

香川県善通寺市原田町439番地7
申立人 入出 健
本籍香川県三豊市詫間町詫間5468番地3、5468番地4、最後の住所香川県三豊市詫間町詫間5468番地3、5468番地4合併、死亡の場所香川県三豊市、死亡年月日推定令和6年12月20日、出生の場所香川県三豊郡詫間村、出生年月日昭和11年5月20日、職業無職
被相続人 亡 鈴木 恵子
香川県三豊市豊中町岡本879番地1
相続財産清算人 司法書士 十河 昌弘
催告期間満了日 令和8年9月11日
高松家庭裁判所観音寺支部

令和7年(家)第55号

大分県玖珠郡九重町大字田野376番地の1
申立人 時松 干城
本籍大分県玖珠郡九重町大字田野374番地、最後の住所大分県玖珠郡九重町大字田野374番地、死亡の場所大分県玖珠郡九重町、死亡年月日推定令和3年4月15日、出生の場所大分県玖珠郡飯田村、出生年月日昭和28年10月25日、職業不明
被相続人 亡 金山 篤
大分県日田市中央1丁目4番6号
相続財産清算人 弁護士 森山大二郎
催告期間満了日 令和8年8月28日
大分家庭裁判所日田支部

令和7年(家)第2155号

和歌山県岩出市宮117番地の47
申立人 喜多 健二
本籍大阪府泉南郡熊取町自由が丘1丁目8番、最後の住所大阪府泉南郡熊取町自由が丘1丁目8番36号、死亡の場所大阪府高石市、死亡年月日令和7年8月14日、出生の場所徳島県美馬郡那里町、出生年月日昭和32年1月2日、職業無職
被相続人 亡 鎌田 芳子

大阪市中央区道修町1丁目6番7号JMFビル北浜01 9階
相続財産清算人 弁護士 宇都宮一志
催告期間満了日 令和8年9月15日
大阪家庭裁判所岸和田支部

令和7年(家)第1231号

和歌山県紀の川市枇杷谷371番地
申立人 山田 浩平
本籍和歌山県紀の川市東国分543番地、最後の住所和歌山県紀の川市東国分543番地、死亡の場所和歌山県紀の川市、死亡年月日令和7年6月13日、出生の場所和歌山県和歌山市、出生年月日昭和36年7月20日、職業農業
被相続人 亡 出口 久芳
和歌山市寄合町23番地 アセンブルビル3階 南海総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 藤井 友彦
催告期間満了日 令和8年9月16日
和歌山家庭裁判所

令和7年(家)第1238号

和歌山市東長町3丁目23番地
申立人 棚野 進次
本籍和歌山県和歌山市和歌浦東3丁目1番、最後の住所和歌山市和歌浦東3丁目1番32号、死亡の場所和歌山県和歌山市、死亡年月日令和7年11月27日、出生の場所和歌山県和歌山市、出生年月日昭和23年4月22日、職業無職
被相続人 亡 有本 武司
和歌山市吹屋町3丁目25番地2 中田美佐司法書士事務所
相続財産清算人 司法書士 中田 美佐
催告期間満了日 令和8年9月16日
和歌山家庭裁判所

令和7年(家)第10967号

石川県白山市鶴来水戸町ネ163番地4
申立人 尾崎 清一
本籍石川県白山市鶴来大国町ク24番地、最後の住所石川県白山市鶴来大国町ク24番地、死亡の場所石川県白山市、死亡年月日令和7年8月4日、出生の場所石川県金沢市、出生年月日昭和34年4月22日、職業パート従業員
被相続人 亡 尾崎 孝
事務所石川県金沢市大手町7番13号 内田清隆法律事務所
相続財産清算人 弁護士 渡辺 数磨
催告期間満了日 令和8年8月28日
金沢家庭裁判所

令和7年(家)第5084号

長野県上田市大手1丁目11番16号
申立人 上田市長 土屋 陽一
本籍長野県上田市踏入2丁目1184番地9、最後の住所長野県上田市下之郷202番地1、死亡の場所長野県上田市、死亡年月日令和5年5月20日、出生の場所長野県北佐久郡小諸町、出生年月日昭和9年3月8日、職業無職
被相続人 亡 石塚 壽子
事務所長野県上田市上田原805番地
相続財産清算人 司法書士 倉澤健太郎
催告期間満了日 令和8年9月24日
長野家庭裁判所上田支部

令和7年(家)第1179号

高知県香美市土佐山田町321番地6 パストラルF棟202号室
申立人 大塚 良介
本籍高知県香美市土佐山田町植木142番地2、最後の住所高知県香美市香北町永野2100番地、死亡の場所高知県香美市、死亡年月日令和3年9月11日、出生の場所高知県長岡郡新改村、出生年月日大正14年3月28日、職業無職
被相続人 亡 小笠原昌弘
高知市薊野北町2丁目1番31号 101号
相続財産清算人 司法書士 久米 華子
催告期間満了日 令和8年8月20日
高知家庭裁判所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第9259号

北九州市八幡西区折尾1丁目13番10号 オリケンビル2階
申立人 尾崎 英弥
本籍北九州市八幡西区本城東4丁目272番地11、最後の住所北九州市八幡西区浅川学園台4丁目4番12号、死亡の場所福岡県北九州市八幡西区、死亡年月日令和4年6月12日、出生の場所福岡県八幡市、出生年月日昭和37年10月18日、職業会社代表
被相続人 亡 大川 雅博
催告期間満了日 令和8年8月6日
福岡家庭裁判所小倉支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

令和7年（ハ）第10号

福岡県糟屋郡志免町別府西2丁目24番1-201号

申立人 株式会社ゴーイング
代表者代表取締役 川村 忠輔

権利を争う旨の申述の終期 令和8年5月8日
令和8年1月15日 福岡簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通
手形番号 YE58226

金額 1,770,000円

支払期日 令和7年11月20日

支払地 福岡県糟屋郡粕屋町

支払場所 株式会社福岡銀行粕屋支店

振出日 令和7年9月22日

振出地 福岡県糟屋郡篠栗町

振出人 光建設工業株式会社 代表取締役 南部 国広

受取人 申立人

最終所持人 申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和7年（家）第1095号

北海道江別市新栄台56番地の4

申立人 嶋 睦実

本籍北海道江別市新栄台56番地4、最後の住所北海道江別市新栄台56番地の4

不在者 嶋 泰英

昭和47年1月2日生

届出期間満了日 令和8年5月15日

札幌家庭裁判所

令和7年（家）第94号

茨城県桜川市真壁町大塚新田188番地1

申立人 大塚 要樹

本籍茨城県桜川市真壁町大塚新田188番地1、最後の住所茨城県真壁郡真壁町大字大塚新田188番地1

不在者 大塚 玲子

昭和30年3月7日生

届出期間満了日 令和8年5月20日

水戸家庭裁判所下妻支部

令和7年（家）第2555号

神奈川県藤沢市長後2686番地の6

申立人 小笠原輝美

本籍神奈川県藤沢市辻堂東海岸3丁目7番、最後の住所神奈川県藤沢市長後2686番地の6

不在者 小笠原長次

昭和14年1月15日生

届出期間満了日 令和8年5月14日

横浜家庭裁判所

令和7年（家）第306号

佐賀県佐賀市諸富町徳富2050-14

申立人 野中 俊和

本籍佐賀県佐賀市諸富町大字徳富2050番地14、最後の住所静岡県焼津市五ヶ堀之内980番地の1小池ハイツ12号

不在者 野中 秀紹

昭和32年8月10日生

届出期間満了日 令和8年5月25日

静岡家庭裁判所島田出張所

令和7年（家）第2039号

滋賀県草津市野村5丁目13番13号

申立人 佐藤 久

本籍京都府京都市北区鷹峯土居町1番地118、最後の住所京都府京都市左京区一乗寺高槻町14番地三洋ハイツ103号

不在者 佐藤 信

昭和27年10月28日生

届出期間満了日 令和8年5月25日

京都家庭裁判所

令和7年（家）第4335号

愛知県名古屋市中区大須4丁目4番89号前津荘819号

申立人 藤岡 香澄

本籍大阪府大阪市浪速区難波中1丁目17番、最後の住所大阪府大阪市浪速区難波中1丁目17番16号

不在者 内藤 修

昭和28年12月10日生

届出期間満了日 令和8年5月14日

大阪家庭裁判所

令和7年（家）第4356号

大阪市西淀川区歌島3丁目6番1-806

申立人 高田 良子

本籍兵庫県養父市大屋町中間403番地、最後の住所大阪府東大阪市長堂1丁目18番5号

不在者 山根 利也

昭和34年12月17日生

届出期間満了日 令和8年5月14日

大阪家庭裁判所

失踪宣告

令和7年（家）第55号

本籍北海道旭川市末広2条1丁目3番、最後の住所広島県廿日市市

不在者 西科利江子

昭和17年6月14日生

令和8年1月14日失踪宣告審判確定

旭川家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第77号

本籍宮城県大崎市古川清水沢字狩野39番地、最後の住所宮城県大崎市古川清水沢字狩野39番地

不在者 十倍 忠雄

昭和28年1月8日生

令和8年1月14日失踪宣告審判確定

仙台家庭裁判所古川支部裁判所書記官

令和7年（家）第89号

本籍宮城県大崎市鹿島台木間塚字長町24番地10、最後の住所宮城県大崎市鹿島台木間塚字長町24番地10

不在者 佐藤 春雄

昭和29年5月7日生

令和8年1月9日失踪宣告審判確定

仙台家庭裁判所古川支部裁判所書記官

令和7年（家）第2620号

本籍東京都墨田区京島3丁目153番地、最後の住所東京都墨田区京島3丁目6番5号

不在者 木村 節子

昭和39年7月22日生

令和8年1月14日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第487号

本籍福島県会津若松市河東町谷沢字高畑76番地、最後の住所東京都小平市小川1丁目168番地

不在者 三橋 教男

昭和13年5月28日生

令和8年1月10日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官

失踪宣告取消

令和7年（家）第1878号

本籍埼玉県入間郡毛呂山町岩井西3丁目16番地16、住所横浜市南区睦町1-27

申立人（失踪者） 古澤 庸一

昭和51年2月10日生

令和8年1月10日失踪宣告取消審判確定

横浜家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第2282号

本籍兵庫県尼崎市若王寺字久保15番地2、住所神奈川県高座郡寒川町大蔵800養護老人ホーム湘風園

申立人（失踪者） 上田 洋一

昭和20年7月30日生

令和8年1月6日失踪宣告取消審判確定

横浜家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第4361号

本籍大阪府大阪市城東区成育3丁目139番地、最後の住所大阪市西成区萩之茶屋1丁目9番14号

失踪者 赤阪昇一郎

昭和41年6月28日生

令和8年1月14日失踪宣告取消審判確定

大阪家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和7年(へ)第1号

北海道天塩郡豊富町字上サロベツ西九線290番地

申立人 小山田尚行

権利の届出の終期 令和7年12月31日

令和8年1月14日 天塩簡易裁判所
(別紙) 目録

- 1 土地(1)天塩郡豊富町字上サロベツ701番 原野 585平方メートル
- (2)天塩郡豊富町字上サロベツ702番1 原野 107448平方メートル
- (3)天塩郡豊富町字上サロベツ703番1 原野 9446平方メートル
- (4)天塩郡豊富町字上サロベツ703番11 原野 4771平方メートル
- (5)天塩郡豊富町字上サロベツ704番4 原野 31721平方メートル
- (6)天塩郡豊富町字上サロベツ705番6 原野 52035平方メートル
- (7)天塩郡豊富町字上サロベツ705番7 原野 43523平方メートル

2 登記年月日番号 旭川地方務局稚内支局昭和9年2月13日受付第159号

3 登記した権利の内容

登記の目的 地上権設定

原因 昭和9年2月13日設定

目的 立木の所有及利用収益並に土地の使用

存続期間 1(1)ないし(3)契約の日より昭和10年3月31日まで

1(4)ないし(7)契約の日から昭和10年3月31日まで

地代 無料

地上権者 1(1)東京市日本橋区室町二丁目1番地 三井物産株式会社

1(2)ないし(7)東京都日本橋区室町二丁目1番地 三井物産株式会社

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第1087号

千葉県柏市花野井1925番地25

債務者 ビジネスイノベーター合同会社
代表者代表社員 岡田 啓孝

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 長浜 有平
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午後3時

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第3264号

横浜市磯子区汐見台3丁目5番地1—3501棟142号

債務者 株式会社タグチ食品
代表者代表取締役 田口 裕加

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 浦田 修志
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午後1時30分

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第3172号

名古屋市北区中味鏡3丁目221番地の2

債務者 丸義商店株式会社
代表者代表取締役 是枝 義臣

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 赤田 光晴
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午前10時

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第332号

愛知県豊橋市飯村北1丁目2番地の18
債務者 有限会社小川水産

代表者代表取締役 小川 慎司

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大塚公美子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午後2時20分

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(フ)第1149号

神戸市兵庫区塚本通4丁目4番14号

債務者 有限会社神戸機械
代表者取締役 岡本 博

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 亮
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午前10時45分

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第712号

神奈川県平塚市河内2丁目14番7号

債務者 株式会社大栄有機産業
代表者代表取締役 土岐 肇

- 1 決定年月日時 令和8年1月23日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 船津 大介
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月26日午後2時

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和8年(フ)第9号

埼玉県本庄市前原2丁目15番13号

債務者 Mモーション株式会社
代表者代表取締役 ヤナカ ツゲ ビビアン サユリ

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加藤 潔
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月19日午前10時40分

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第442号

群馬県吾妻郡東吾妻町大字三島3426番地
債務者 株式会社いわびつファーム

代表者代表取締役 新井 友和

- 1 決定年月日時 令和8年1月23日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石井匠太郎
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午前11時30分

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和8年(フ)第1号

山形県米沢市舘山1丁目2番6—2号

債務者 有限会社ひなたぼっこ
代表者代表取締役 遠藤 孝志

- 1 決定年月日時 令和8年1月23日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 遠藤 正紀
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午前10時10分

山形地方裁判所米沢支部

令和7年(フ)第285号

福岡県久留米市北野町高良1526番地

債務者 株式会社サンコーテック
代表者代表取締役 山下 義光

- 1 決定年月日時 令和8年1月23日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 富永孝太郎
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月21日午前11時

福岡地方裁判所久留米支部

令和8年(フ)第20号

京都市南区上鳥羽南花名町34番地

債務者 株式会社ゼンシン
代表者代表取締役 前田 雄一

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野澤 健
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月20日午前11時30分

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年(フ)第23号

大阪府和泉市いぶき野4丁目5番9号 和泉中央グランアリーナ1009号
債務者 株式会社社縁
代表者代表取締役 杉本 和之

- 1 決定年月日時 令和8年1月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 嶋川 敦之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後1時30分
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第303号

兵庫県明石市大久保町ゆりのき通2丁目3番地の5 1-205号、商業登記簿上の本店所在地大阪府堺市西区鳳中町三丁83番地2
債務者 株式会社ZERO-ONE
代表者代表取締役 平松 孝規

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 谷神 禎尚
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午前11時30分
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和7年(フ)第3143号

名古屋市瑞穂区春山町6番地3 春山パークマンション304号
債務者 和田商事株式会社
代表者代表取締役 和田 信治

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 細溝耕太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午後2時
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第339号

愛知県稲沢市正明寺2丁目26番10-301
債務者 株式会社TRINITY
代表者代表取締役 瀧村 佳彦

- 1 決定年月日時 令和8年1月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福谷 朋子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午前11時
名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(フ)第265号

長野県北安曇郡小谷村大字中小谷丙7623番地
債務者 合同会社池原チキンファーマーズ
代表者代表社員 工藤 徳之

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金枝由香里
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午後1時45分
長野地方裁判所松本支部

令和8年(フ)第15号

大阪府和泉市青葉台3丁目13番14号
債務者 有限会社 西本商店
代表者代表取締役 西本 泰幸

- 1 決定年月日時 令和8年1月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 唐崎 浩司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午後2時
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和8年(フ)第6号

栃木県栃木市神田町24番5号
債務者 渡辺建機株式会社
代表者代表清算人 渡辺 勝一

- 1 決定年月日時 令和8年1月23日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三宅 愛子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午後1時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和7年(フ)第533号

岐阜県瑞穂市生津外宮東町2丁目38番地
債務者 株式会社三愛
代表者代表取締役 中川 勝人、中川 善信

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鋤口 崇
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午後1時40分
岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第611号

住居所不明、最後の住所神戸市垂水区小東山2丁目4番地の2
債務者 笠間 悠

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 新井 大介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午前11時30分
神戸地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第6号

北九州市戸畑区一枝3丁目6番32号
債務者 株式会社立花工務店
代表者代表取締役 竹中 俊吾

- 1 決定年月日時 令和8年1月20日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 谷川 啓
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午前10時
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日**令和7年(フ)第125号**

鹿児島県鹿屋市寿8丁目1番30-5号、前住所静岡県沼津市下香貫島郷2694番地
破産者 藤山 英紀

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 2 一般調査期日 令和8年3月25日午後2時
令和8年1月21日
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和7年(フ)第607号

大阪市住吉区万代3丁目2-24 グランパシフィック帝塚山innovation202号室、開始決定時の住所大阪府松原市田井城2丁目203番地の14
破産者 井上真奈美

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月19日まで
- 2 一般調査期日 令和8年3月24日午前10時
令和8年1月22日
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第404号

北九州市小倉南区葛原元町1丁目16番8号(大和荘1号)
破産者 竹馬鮮魚店こと 豊永 秀雄

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月20日まで
- 2 一般調査期日 令和8年3月19日午後1時30分
令和8年1月22日
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第1897号

横浜市港南区大久保1丁目7番4-303号
破産者 國井 正明

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月20日午前11時
令和8年1月22日
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1857号

大阪府吹田市古江台2丁目10番1-603号
破産者 桑田 藤一

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 2 一般調査期日 令和8年3月23日午後2時
令和8年1月22日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4764号

岐阜県羽島市小原町5丁目204番地(ファミーユ堀B206号室)、前住所神戸市西区井吹台北町2丁目6番地の10
破産者 杉岡 裕之

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 2 一般調査期日 令和8年3月23日午後2時20分
令和8年1月22日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第360号

神戸市東灘区渦森台2丁目5番305号、開始決定時の住所神戸市東灘区森北町7丁目17番18号 201号
破産者 さかなや道場元町店こと 鎌田 裕好

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月25日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月15日午後1時30分
令和8年1月21日
神戸地方裁判所第3民事部

令和5年(フ)第5361号

大阪府高槻市竹の内町5番3号、開始決定時大阪府高槻市寿町2丁目35番27-305号
破産者 森本 晃輝

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月26日まで
- 2 一般調査期日 令和8年3月23日午後2時20分
令和8年1月22日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第90号

山形県米沢市通町5丁目1番43号
破産者 高橋 俊弘

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月14日午前10時40分
令和8年1月22日
山形地方裁判所米沢支部

令和7年(フ)第320号

名古屋市熱田区五本松町8-13 Maisonn西高蔵east305号室、住民票上の住所愛知県稲沢市増田南町78番地
破産者 宮崎 豊

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 2 一般調査期日 令和8年3月18日午前10時15分
令和8年1月22日
名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年（フ）第351号

兵庫県加古川市加古川町南備後字小池15の3、兵庫県加古川市加古川町備後字小池15の3、登記簿上の本店所在地兵庫県加古川市野口町長砂97番地の86

破産者 株式会社インテリア明石木工

- 破産債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 一般調査期日 令和8年4月23日午前10時
令和8年1月23日 神戸地方裁判所姫路支部

令和7年（フ）第2064号

大阪府東大阪市渋川町1丁目11番1号、前住所静岡県浜松市中央区天王町1581番地 ケントパレス浜松605

破産者 水谷 佳人

- 破産債権の届出期間 令和8年3月3日まで
- 一般調査期日 令和8年4月20日午後2時30分
令和8年1月22日

大阪地方裁判所第6民事部

令和3年（フ）第5119号

大阪市城東区鳴野西5丁目1番1-1403号

破産者 谷口 美紀（旧姓今井）

- 破産債権の届出期間 令和8年3月4日まで
- 一般調査期日 令和8年4月20日午後1時30分
令和8年1月22日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第1673号

さいたま市桜区西堀6丁目14番30号 ジェムゾン桜西堀0103、破産手続開始決定時の住所埼玉県川口市幸町2丁目8番33号 川口パークホームズプライムコート402号

破産者 三橋 一恵

- 破産債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 一般調査期日 令和8年4月20日午後1時30分
令和8年1月21日

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第1330号

東京都千代田区神田佐久間河岸55朝風染常ビル2F

破産者 株式会社ランドマークス

- 破産債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 一般調査期日 令和8年4月13日午後1時50分
令和8年1月22日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第189号

愛知県西尾市寄住町佃35番地 ヴィラフローラ206号室

破産者 小松 英樹

- 破産債権の届出期間 令和8年3月17日まで
- 一般調査期日 令和8年5月12日午後1時15分
令和8年1月23日

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和7年（フ）第266号

宮崎県児湯郡高鍋町大字持田3232番地 県営持田団地2号棟302号室

破産者 大山 雅巳

異議申述期間 令和8年3月6日まで

令和8年1月23日 宮崎地方裁判所破産係

令和7年（フ）第2311号

名古屋市守山区桔梗平2丁目707番地 ファーストプレイスII101号

破産者 山田 真揮

異議申述期間 令和8年3月19日まで

令和8年1月22日
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第2570号

名古屋市中区千代田2丁目10番7号 プラザフェニックス鶴舞801号、従前の住所名古屋市中区丸の内2丁目19番19号 丸の内ヒルズ803号

破産者 松下 英一

異議申述期間 令和8年3月19日まで

令和8年1月22日
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第4744号

大阪府交野市藤が尾2丁目8番9棟401号

破産者 荒巻 涼子

異議申述期間 令和8年3月19日まで

令和8年1月22日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第5118号

大阪府大正区千島3丁目6番17-410号

破産者 足立 博行

異議申述期間 令和8年3月19日まで

令和8年1月22日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第9号

長崎県壱岐市石田町印通寺浦208番地

破産者 横山誠一郎

異議申述期間 令和8年3月19日まで

令和8年1月22日 長崎地方裁判所壱岐支部

**免責許可申立てに関する意見
申述期間****令和7年（フ）第1078号**

栃木県真岡市下高間木2-1-6 S Sホーム2号、開始決定上の住所東京都港区三田5丁目1-21-201

破産者 高橋 貴智（旧姓星野）

免責意見申述期間 令和8年3月23日まで

令和8年1月22日

東京地方裁判所民事第20部

免責審尋期日**令和7年（フ）第6278号**

埼玉県草加市吉町3丁目2-47-3-104

破産者 安藤 一朗

審尋期日 令和8年5月13日午後2時

令和8年1月21日

東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結**令和7年（ヒ）第1002号**

札幌市中央区北7条西27丁目3番17号

清算株式会社 北海道ユリカゴ株式会社

代表清算人 鈴木 基

1 決定年月日 令和8年1月16日

2 主文 本件特別清算手続を終結する。

札幌地方裁判所民事第4部

特別清算協定認可**令和7年（ヒ）第2089号**

東京都千代田区丸の内3丁目4番1号新国際ビル4階415A

清算株式会社 株式会社ミノバト

代表清算人 藤井 征志

1 決定年月日 令和8年1月20日

2 主文 次の協定を認可する。
協定

1 清算株式会社は、本協定の認可の決定が確定した日から1か月以内に、別紙記載の協定債権者に別紙「弁済額」の欄記載のとおり、各協定債権額に応じて按分して弁済をする。弁済は、各協定債権者の指定する口座に振込送金する方法によって行うものとし、振込費用については清算株式会社の負担とする。

2 各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額（各協定債権の元金部分に付随する利息、遅延損害金、違約金を含む。）から各弁済額を控除した残額につき、その債務の全額を免除する。

3 第1項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する（この場合の弁済方法及び振込費用の負担については、上記1と同様とする。）。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

監督命令失効**令和7年（再）第16号**

大阪府岸和田市宮本町10番12号
再生債務者 株式会社都エンタープライズ
令和7年10月31日にした監督命令は、再生手続開始申立ての取下げにより失効した。
令和8年1月19日

大阪地方裁判所第6民事部

再生手続終結**令和3年（再）第3号**

岩手県奥州市水沢工業団地1丁目5番地
再生債務者 株式会社胆沢企画（旧商号株式会社セントラル）

1 主文 本件再生手続を終結する。
2 理由の要旨 再生計画認可の決定確定後3年を経過
令和8年1月20日

仙台地方裁判所第4民事部

小規模個人再生による再生手続開始

令和7年(再イ)第47号

秋田市新屋前野町2番10号
再生債務者 鈴木 博之

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月26日から令和8年3月6日まで

秋田地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第231号

埼玉県川口市北原台1丁目12番21-216号
エマ-ユ東川口

再生債務者 伊藤 純

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月26日から令和8年3月5日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第20号

千葉県君津市南久保2丁目15番2号
再生債務者 高橋 航

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月26日から令和8年3月12日まで

千葉地方裁判所木更津支部

令和7年(再イ)第35号

千葉県木更津市長須賀723番地7
再生債務者 堀江 隆之

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月26日から令和8年3月12日まで

千葉地方裁判所木更津支部

令和7年(再イ)第72号

岐阜市領下1496番地2
再生債務者 佐々木寿大

- 1 決定年月日時 令和8年1月21日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月25日から令和8年3月4日まで

岐阜地方裁判所

令和7年(再イ)第331号

愛知県東海市東海町3丁目3番7号 エステートグリーンII305号室

再生債務者 濱島 義彦

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年2月26日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第64号

愛知県一宮市北方町中島字南辻ノ内20番地26
一宮北マンション305号

再生債務者 高橋 佐織

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年2月26日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(再イ)第104号

愛知県岡崎市福岡町字上八畑51番地

再生債務者 西 孝典

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年2月26日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年(再イ)第125号

愛知県安城市百石町1丁目17番地20 アンブルールリープルpearfieldII205(前住所) 愛知県田原市保美町仲新古57番地

再生債務者 澤田峻太郎

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月19日から令和8年2月26日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年(再イ)第52号

神戸市西区大津和1丁目2番地の30 プルミエールメゾン神戸西501号

再生債務者 河野仁太郎

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月26日から令和8年3月5日まで

神戸地方裁判所明石支部再生係

令和7年(再イ)第298号

札幌市中央区南2条西13丁目319番地1
じょうてつアイム大通公園901号

再生債務者 湯山 典子

- 1 決定年月日時 令和8年1月23日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月27日から令和8年3月6日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第38号

青森市月見野1丁目23番9号
再生債務者 山谷 一貴

- 1 決定年月日時 令和8年1月23日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月20日から令和8年3月6日まで

青森地方裁判所民事部再生係

令和7年(再イ)第132号

千葉県野田市桜の里3丁目32番地の8
再生債務者 中村真津男

- 1 決定年月日時 令和8年1月16日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月20日から令和8年3月6日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(再イ)第19号

鳥取県鳥取市国府町宮下184番地1
再生債務者 梶 みなみ

- 1 決定年月日時 令和8年1月23日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月27日から令和8年3月6日まで

鳥取地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第118号

岡山市北区北長瀬本町10-27-8 サンブライトフューチャー202号(住民票上の住所)

大阪府堺市堺区陵西通2番29号

再生債務者 湯浅 直樹

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月26日から令和8年3月9日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第122号

岡山市南区藤田677-1 トゥルーランド錦E棟301号室(住民票上の住所) 香川県丸亀市飯山町上法軍寺1067番地8

再生債務者 坂本 秀和

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月26日から令和8年3月9日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第83号

栃木県宇都宮市石井町3129番地104
再生債務者 酒井 秀行

- 1 決定年月日時 令和8年1月20日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月3日から令和8年3月11日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和7年(再イ)第31号

神奈川県横須賀市野比1丁目51番18号
再生債務者 田中 広昭

- 1 決定年月日時 令和8年1月21日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月4日から令和8年3月11日まで

横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年(再イ)第67号

神戸市長田区二番町4-32サンライズ長田601(住民票上の住所)大阪府泉大津市板原町3丁目3番16号

再生債務者 清水 晴夫

- 1 決定年月日時 令和8年1月21日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月25日から令和8年3月11日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年(再イ)第15号

兵庫県豊岡市出石町福住61番地の2

再生債務者 島 健一郎

- 1 決定年月日時 令和8年1月21日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月25日から令和8年3月11日まで

神戸地方裁判所豊岡支部再生係

令和7年(再イ)第55号

福岡県久留米市三潅町清松453番地5

再生債務者 森下 秀一

- 1 決定年月日時 令和8年1月21日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月26日から令和8年3月5日まで

福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和7年(再イ)第108号

北九州市八幡西区南王子町2番33-1005号

再生債務者 池田 智彦

- 1 決定年月日時 令和8年1月21日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月25日から令和8年3月4日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(再イ)第114号

北九州市小倉北区大門1丁目1番1-506号

再生債務者 クローバークラブこと 中井 淳一

- 1 決定年月日時 令和8年1月21日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月25日から令和8年3月4日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(再イ)第115号

北九州市小倉北区大門1丁目1番1-506号

再生債務者 中井美佐子

- 1 決定年月日時 令和8年1月21日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月25日から令和8年3月4日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(再口)第3号

佐賀市兵庫南1丁目8番38号 メゾンパークサイドF202

再生債務者 布田 順治

- 1 決定年月日時 令和8年1月21日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月4日から令和8年3月11日まで

佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(再イ)第80号

熊本県宇城市三角町波多234番地5 リパティハイツK-102号

再生債務者 吉富 匡

- 1 決定年月日時 令和8年1月21日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月4日から令和8年3月11日まで

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(再イ)第149号

宮城県塩竈市字庚塚30番地37

再生債務者 伊藤 靖志

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月5日から令和8年3月19日まで

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第138号

千葉県鎌ヶ谷市東初富5丁目20番79号

再生債務者 和川 有一

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月26日から令和8年3月12日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(再イ)第595号

東京都練馬区大泉学園町1-3-1

再生債務者 佐久間亜希子(旧姓遠藤)

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月5日から令和8年3月26日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(再イ)第1号

東京都東村山市久米川町5-23-59

再生債務者 猪狩 英

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月5日から令和8年3月26日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第259号

横浜市旭区善部町68番地32

再生債務者 今村 優樹

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月5日から令和8年3月12日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第68号

川崎市中原区新城5丁目7番6-4号

再生債務者 天羽 拓海

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月5日から令和8年3月19日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(再イ)第47号

長野県塩尻市大字広丘野村699番地1

再生債務者 三村さおり(旧姓島田)

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月5日から令和8年3月12日まで

長野地方裁判所松本支部

令和7年(再イ)第471号

大阪府高槻市古曽部町2丁目28番17号

再生債務者 岸本 剛

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月26日から令和8年3月12日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第577号

大阪市住之江区西住之江3丁目4番21号

再生債務者 勝田 隆文

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月26日から令和8年3月12日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第578号

大阪市住之江区西住之江3丁目4番21号
再生債務者 勝田 陽子

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月26日から令和8年3月12日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第115号

大阪府羽曳野市はびきの4丁目1番8-103号
ベルソレイユ

- 再生債務者 山口 恵亮
- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午後2時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和8年2月19日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和8年2月26日から令和8年3月12日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和7年(再イ)第24号

徳島県小松島市櫛淵町字太田34番地
再生債務者 松本恵美子

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月5日から令和8年3月12日まで

徳島地方裁判所民事部

令和8年(再イ)第1号

宮崎県延岡市土々呂町4丁目4380番地3
再生債務者 鈴木 航太

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月5日から令和8年3月13日まで

宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(再イ)第11号

鹿児島県阿久根市本町114番地
再生債務者 橋崎 来夢

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月5日から令和8年3月12日まで

鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

令和7年(再イ)第19号

宮城県角田市神次郎中田93-3 コーポさいとう216号(住民票上の住所) 岩手県久慈市川貫第7地割39番地3

- 再生債務者 大沢 一哉
- 1 決定年月日時 令和8年1月23日午前10時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和8年2月20日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和8年3月6日から令和8年3月23日まで

仙台地方裁判所大河原支部

令和7年(再イ)第23号

山形県東置賜郡川西町大字下奥田754番地3
再生債務者 内谷 英樹

- 1 決定年月日時 令和8年1月23日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月6日から令和8年3月23日まで

山形地方裁判所米沢支部

令和7年(再イ)第73号

群馬県前橋市天川大島町1丁目23番地18 ツインフラッツ A-101号
再生債務者 石和 浩二

- 1 決定年月日時 令和8年1月23日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月6日から令和8年3月27日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第153号

東京都八王子市上柚木3丁目14番地9-202
再生債務者 峰岸 征之

- 1 決定年月日時 令和8年1月23日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月6日から令和8年3月27日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(再イ)第20号

新潟県村上市門前831番地11
再生債務者 山田 浩介

- 1 決定年月日時 令和8年1月23日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月6日から令和8年3月27日まで

新潟地方裁判所新発田支部

令和7年(再イ)第43号

静岡県三島市徳倉4丁目6番17号 ドミール・アトレ103

- 再生債務者 野木 航輔
- 1 決定年月日時 令和8年1月23日午後3時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和8年2月20日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和8年2月27日から令和8年3月13日まで

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和8年(再イ)第3号

兵庫県姫路市東山454番地32
再生債務者 蓮岡 裕子

- 1 決定年月日時 令和8年1月23日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月6日から令和8年3月27日まで

神戸地方裁判所姫路支部

令和8年(再イ)第6号

兵庫県加古川市別府町新野辺1200番地の61
再生債務者 養畑 勇樹

- 1 決定年月日時 令和8年1月23日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月6日から令和8年3月27日まで

神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(再イ)第30号

島根県松江市東持田町821番地
再生債務者 安達 晃治

- 1 決定年月日時 令和8年1月23日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月27日から令和8年3月13日まで

松江地方裁判所民事部

令和8年(再イ)第2号

佐賀県鹿島市大字高津原176番地3 レオパレスエクレールソフィア204

- 再生債務者 藤本 里美
- 1 決定年月日時 令和8年1月23日午前10時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和8年2月20日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和8年3月6日から令和8年3月13日まで

佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係

令和8年(再イ)第3号

佐賀県杵島郡白石町大字築切1419番地6
再生債務者 笠原 和則

- 1 決定年月日時 令和8年1月23日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月6日から令和8年3月13日まで

佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係

令和8年(再イ)第4号

佐賀県杵島郡白石町大字築切1419番地6
再生債務者 笠原 智美

- 1 決定年月日時 令和8年1月23日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月6日から令和8年3月13日まで

佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係

令和7年(再イ)第9号

熊本県玉名市六田18番地19
再生債務者 平井 大貴

- 1 決定年月日時 令和8年1月23日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月6日から令和8年3月13日まで

熊本地方裁判所玉名支部

令和7年（再イ）第61号

福井県鯖江市神明町4丁目3番8号

再生債務者 笠島 幸男

- 1 決定年月日時 令和8年1月21日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月4日から令和8年3月12日まで

福井地方裁判所

令和8年（再イ）第1号

福井県鯖江市熊田町第24号7番地7

再生債務者 西北 進

- 1 決定年月日時 令和8年1月21日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月4日から令和8年3月12日まで

福井地方裁判所

令和8年（再イ）第2号

福井市高柳1丁目2408番地 福井市中央卸売市場宿舎414号

再生債務者 津波 和巳

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月5日から令和8年3月13日まで

福井地方裁判所

給与所得者等再生による再生手続開始**令和7年（再ロ）第8号**

熊本市北区和泉町749番地4

再生債務者 津田林太郎

- 1 決定年月日時 令和8年1月21日午後1時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月4日から令和8年3月11日まで

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年（再ロ）第6号

和歌山市岩橋1302番地3

再生債務者 谷村 浩史

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月26日から令和8年3月12日まで

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年（再ロ）第17号

広島市中区猫屋町2番2-204号

再生債務者 保坂 洋平

- 1 決定年月日時 令和8年1月22日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月26日から令和8年3月12日まで

広島地方裁判所民事第4部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取**令和7年（再ロ）第10号**

神戸市中央区中山手通1丁目25番21号

再生債務者 岩本 隆之

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和8年1月15日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和8年2月12日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年（再ロ）第1号

奈良市帝塚山六丁目11番13号

再生債務者 吉田 能子

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年12月25日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和8年2月20日まで

奈良地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画認可**令和7年（再ロ）第3号**

茨城県かすみがうら市下志筑1052番地1

再生債務者 小松崎 賢

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月23日

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年（再ロ）第3号

千葉県鎌ヶ谷市南鎌ヶ谷1丁目12番39号

再生債務者 岸 克範

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月20日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年（再ロ）第1号

兵庫県川西市清和台西1丁目2番地の35

再生債務者 森 吉史

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月23日

神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることとなります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和7年（チ）第7号

滋賀県長浜市千草町312番地2-2号室

申立人 山本 常夫

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 岐阜県大垣市河間町四丁目51番地6

所在等不明共有者 山本 貢

届出期間満了日 令和8年5月15日

令和8年1月21日

名古屋地方裁判所豊橋支部

(別紙) 物件目録

所在 豊橋市駒形町字丸山

地番 11番

地目 墓地

地積 6.61平方メートル

所在等不明共有者の持分 14分の1

令和7年（チ）第5号

山口県防府市大字西浦2209番地の4

申立人 末富 禎則

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 佐波郡西浦村313番屋敷

所在等不明共有者 中村 與吉

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 佐波郡西浦村309番屋敷

所在等不明共有者 爲末治太郎

(不動産登記記録上の氏名) 爲末治太郎

届出期間満了日 令和8年5月20日

令和8年1月21日 山口地方裁判所民事部
(別紙) 物件目録

- 1 所在 防府市大字西浦字小茅沖

地番 2380番

地目 境内地

地積 360平方メートル

(所在等不明共有者 中村 與吉 持分 3分の1)

(同 爲末治太郎 持分 3分の1)

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和7年(子)第57号

神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所
申立人 神戸市建築住宅局長 根岸 芳之
住所・居所 不明
所有者 黒川 清子
届出期間満了日 令和8年3月23日
令和8年1月21日 神戸地方裁判所
(別紙) 物件目録

- 1 所在 神戸市長田区池田上町
地番 45番1
地目 宅地
地積 111.91平方メートル
- 2 所在 神戸市長田区池田上町
地番 45番9
地目 宅地
地積 38.38平方メートル
- 3 所在 神戸市長田区池田上町45番地1、45番地9
家屋番号 45番1
種類 居宅
構造 木造合金メッキ鋼板葺2階建
床面積 1階 47.89平方メートル
2階 20.75平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和7年(子)第14号

札幌市中央区南1条東2丁目6番大通バスセンタービル2号館2F
申立人 株式会社エスプランニング
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 北海道古宇郡泊村大字泊村14番地
所有者 浦田 俊雄
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 北海道古宇郡泊村大字泊村番外地
所有者 長岡五十次郎
届出期間満了日 令和8年3月23日
令和8年1月20日 札幌地方裁判所岩内支部

(別紙) 物件目録

- 1 所在 古宇郡泊村大字泊村字糸泊
地番 61番5
地目 畑
地積 3755平方メートル
所有者 浦田 俊雄
- 2 所在 古宇郡泊村大字泊村字糸泊山ノ上
地番 111番1
地目 畑
地積 2905平方メートル
所有者 長岡五十次郎
- 3 所在 古宇郡泊村大字泊村字糸泊山ノ上
地番 93番1
地目 畑
地積 2115平方メートル
所有者 浦田 俊雄
- 4 所在 古宇郡泊村大字泊村字糸泊山ノ上
地番 185番
地目 畑
地積 1444平方メートル
所有者 長岡五十次郎

令和7年(子)第2号

愛知県名古屋市中村区名駅1丁目1番4号 J Rセントラルタワーズ
申立人 東海旅客鉄道株式会社
住所・居所 不明
共有者 (不動産登記記録上の所有者) 関戸松太郎承継人 関戸米吉承継人、同関戸松太郎承継人 関戸米吉承継人 関戸亨承継人、同関戸松太郎承継人 関戸米吉及び亡佐藤との承継人 関戸文男承継人) 関戸あきら
住所・居所 不明
(戸籍附票上の住所) ブラジル国
共有者 (不動産登記記録上の所有者) 関戸松太郎承継人 関戸米吉承継人、同関戸松太郎承継人 関戸米吉承継人、同関戸松太郎承継人 関戸文男承継人) 関戸 巖
住所・居所 不明
(戸籍附票上の住所) ブラジル国
共有者 (不動産登記記録上の所有者) 関戸松太郎承継人 関戸米吉承継人 関戸亨承継人) 秋保香代子
住所・居所 不明
共有者 (不動産登記記録上の所有者) 関戸松太郎承継人 関戸米吉承継人、同関戸松太郎承継人 関戸米吉承継人、同関戸松太郎承継人 関戸文男承継人) 関戸かつよ

住所・居所 不明
共有者 (不動産登記記録上の所有者) 関戸松太郎承継人 関戸米吉承継人、同関戸松太郎承継人 関戸米吉承継人、同関戸松太郎承継人 関戸文男承継人) 関戸みよ子
住所・居所 不明
(戸籍附票上の住所) ブラジル国
共有者 (不動産登記記録上の所有者) 関戸松太郎承継人 関戸米吉承継人、同関戸松太郎承継人 関戸米吉承継人、同関戸松太郎承継人 関戸文男承継人) 関戸 照典
住所・居所 不明
共有者 (不動産登記記録上の所有者) 関戸松太郎承継人 関戸米吉承継人、同関戸松太郎承継人 関戸米吉承継人、同関戸松太郎承継人 関戸文男承継人) 関戸 照光
住所・居所 不明
(戸籍附票上の住所) ブラジル国リオデジャネイロ州
共有者 (不動産登記記録上の所有者) 関戸松太郎承継人 関戸米吉承継人、同関戸松太郎承継人 関戸米吉承継人、同関戸松太郎承継人 関戸文男承継人) 野村たつ子
住所・居所 不明
(戸籍附票上の住所) ブラジル国
共有者 (不動産登記記録上の所有者) 関戸松太郎承継人 関戸米吉及び亡佐藤との承継人 関戸文男承継人) 関戸 淑子
住所・居所 不明
共有者 (不動産登記記録上の所有者) 関戸松太郎承継人 関戸米吉承継人、同関戸松太郎承継人 関戸米吉承継人、同関戸松太郎承継人 関戸文男承継人) 関戸 光明
届出期間満了日 令和8年3月23日
令和8年1月21日 甲府地方裁判所都留支部
(別紙) 物件目録
所在 上野原市秋山字女土
地番 1216番乙
地目 宅地
地積 9.91平方メートル
共有者 (不動産登記記録上の所有者) 関戸松太郎承継人 関戸米吉承継人、同関戸松太郎承継人 関戸米吉承継人 関戸亨承継人、同関戸松太郎承継人 関戸米吉及び亡佐藤との承継人 関戸文男承継人) 関戸あきらの共有持分 9720分の667
共有者 (不動産登記記録上の所有者) 関戸松太郎承継人 関戸米吉承継人、同関戸松太郎承継人 関戸米吉承継人、同関戸松太郎承継人 関戸文男承継人) 関戸巖の共有持分 3240分の67

共有者 (不動産登記記録上の所有者) 関戸松太郎承継人 関戸米吉承継人 関戸亨承継人) 秋保香代子の共有持分 162分の1
共有者 (不動産登記記録上の所有者) 関戸松太郎承継人 関戸米吉承継人、同関戸松太郎承継人 関戸米吉承継人、同関戸松太郎承継人 関戸文男承継人) 関戸かつよの共有持分 3240分の67
共有者 (不動産登記記録上の所有者) 関戸松太郎承継人 関戸米吉承継人、同関戸松太郎承継人 関戸米吉承継人、同関戸松太郎承継人 関戸文男承継人) 関戸みよ子の共有持分 3240分の67
共有者 (不動産登記記録上の所有者) 関戸松太郎承継人 関戸米吉承継人、同関戸松太郎承継人 関戸米吉承継人、同関戸松太郎承継人 関戸文男承継人) 関戸照光の共有持分 3240分の67
共有者 (不動産登記記録上の所有者) 関戸松太郎承継人 関戸米吉承継人、同関戸松太郎承継人 関戸米吉承継人、同関戸松太郎承継人 関戸文男承継人) 野村たつ子の共有持分 3240分の67
共有者 (不動産登記記録上の所有者) 関戸松太郎承継人 関戸米吉及び亡佐藤との承継人 関戸文男承継人) 関戸淑子の共有持分 4860分の67
共有者 (不動産登記記録上の所有者) 関戸松太郎承継人 関戸米吉承継人、同関戸松太郎承継人 関戸米吉承継人、同関戸松太郎承継人 関戸文男承継人) 関戸光明の共有持分 3240分の67

令和7年(子)第11号

長野県北安曇郡白馬村大字北城8485
申立人 花澤 豊
住所・居所 不明
所有者 内川 宗十
届出期間満了日 令和8年3月13日
令和8年1月20日 長野地方裁判所松本支部
(別紙) 物件目録
1 所在 北安曇郡白馬村大字北城字花見
地番 8493番イ
地目 田
地積 36平方メートル
2 所在 北安曇郡白馬村大字北城字庭
地番 7200番口
地目 原野
地積 152平方メートル

令和7年(子)第5号

愛媛県新居浜市中筋町2-5-12

申立人 原 トミ子

住所・居所 不明

共有者 星加 直吉

共有者 武丸八郎兵衛

共有者 武丸卯太郎

共有者 武丸源兵衛

共有者 宗 豊吉

共有者 宗 利太郎

共有者 宗 又作

共有者 宗 勝太郎

共有者 宗 定吉

共有者 直野市之助

共有者 神野 利八

共有者 星加卯八郎

共有者 星加百五郎

共有者 星加松太郎

届出期間満了日 令和8年3月19日

令和8年1月21日 松山地方裁判所西条支部
(別紙) 物件目録

1 所在 新居浜市中筋町一丁目

地番 1616番1

地目 山林

地積 730平方メートル

共有者 星加直吉 共有持分 14分の1

共有者 武丸八郎兵衛 共有持分 14分の1

共有者 武丸卯太郎 共有持分 14分の1

共有者 武丸源兵衛 共有持分 14分の1

共有者 宗豊吉 共有持分 14分の1

共有者 宗利太郎 共有持分 14分の1

共有者 宗又作 共有持分 14分の1

共有者 宗勝太郎 共有持分 14分の1

共有者 宗定吉 共有持分 14分の1

共有者 直野市之助 共有持分 14分の1

共有者 神野利八 共有持分 14分の1

共有者 星加卯八郎 共有持分 14分の1

共有者 星加百五郎 共有持分 14分の1

共有者 星加松太郎 共有持分 14分の1

2 所在 新居浜市中筋町一丁目

地番 1616番2

地目 宅地

地積 87.23平方メートル

共有者 星加直吉 共有持分 14分の1

共有者 武丸八郎兵衛 共有持分 14分の1

共有者 武丸卯太郎 共有持分 14分の1

共有者 武丸源兵衛 共有持分 14分の1

共有者 宗豊吉 共有持分 14分の1

共有者 宗利太郎 共有持分 14分の1

共有者 宗又作 共有持分 14分の1

共有者 宗勝太郎 共有持分 14分の1

共有者 宗定吉 共有持分 14分の1

共有者 直野市之助 共有持分 14分の1

共有者 神野利八 共有持分 14分の1

共有者 星加卯八郎 共有持分 14分の1

共有者 星加百五郎 共有持分 14分の1

共有者 星加松太郎 共有持分 14分の1

令和7年(子)第3号

佐賀県唐津市養母田331番地1

申立人 中島 敏治

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 唐津市大字唐津
1693番地

所有者 松本 豊

届出期間満了日 令和8年4月3日

令和8年1月20日 佐賀地方裁判所唐津支部
(別紙) 物件目録

1 所在 唐津市江川町

地番 714番2

地目 宅地

地積 153.94平方メートル

令和7年(子)第37号

神奈川県藤沢市片瀬4丁目5番12号

申立人 原田 百合

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 長崎県諫早市有
喜町637番地

共有者 亡永廣一成相続財産

届出期間満了日 令和8年3月19日

令和8年1月21日 熊本地方裁判所
(別紙) 物件目録

所在 上益城郡益城町大字惣領字六玉宅地

地番 1222番1

地目 宅地

地積 428.00平方メートル

共有持分 6分の2

令和9年(2027) 暦要項

令和8年2月2日

国立天文台

令和9年(2027)

国民の祝日

名 称	月 日	名 称	月 日
元 日	1 1	こ ども の 日	5 5
成 人 の 日	1 11	海 の 日	7 19
建 国 記 念 の 日	2 11	山 の 日	8 11
天 皇 誕 生 日	2 23	敬 老 の 日	9 20
春 分 の 日	3 21	秋 分 の 日	9 23
昭 和 の 日	4 29	ス ポ ー ツ の 日	10 11
憲 法 記 念 日	5 3	文 化 の 日	11 3
み どり の 日	5 4	勤 労 感 謝 の 日	11 23

3月22日は休日になる。

日 曜 表

令和9年(2027)

月	日					月	日				
1	3	10	17	24	31	7	4	11	18	25	
2	7	14	21	28		8	1	8	15	22 29	
3	7	14	21	28		9	5	12	19	26	
4	4	11	18	25		10	3	10	17	24 31	
5	2	9	16	23	30	11	7	14	21	28	
6	6	13	20	27		12	5	12	19	26	

二十四節気および雑節

令和9年(2027)

名 称	太陽黄経	中央標準時		名 称	太陽黄経	中央標準時	
		月 日	時 刻			月 日	時 刻
小 寒	285	1 5	23 10	寒 露	195	10 8	21 17
大 寒	300	1 20	16 30	霜 降	210	10 24	0 33
立 春	315	2 4	10 46	立 冬	225	11 8	0 39
雨 水	330	2 19	6 33	小 雪	240	11 22	22 16
啓 蟄	345	3 6	4 40	大 雪	255	12 7	17 38
春 分	0	3 21	5 25	冬 至	270	12 22	11 42
清 明	15	4 5	9 17	土 用	297	1 17	17 46
穀 雨	30	4 20	16 18	節 分		2 3	
立 夏	45	5 6	2 25	彼 岸		3 18	
小 満	60	5 21	15 18				

芒種	75	6 6	6 26	土用	27	4 17	14 36
夏至	90	6 21	23 11	八十八夜		5 2	
小暑	105	7 7	16 37	入梅	80	6 11	11 50
大暑	120	7 23	10 5	半夏生	100	7 2	10 49
立秋	135	8 8	2 27	土用	117	7 20	6 37
処暑	150	8 23	17 14	二百十日		9 1	
白露	165	9 8	5 28	彼岸		9 20	
秋分	180	9 23	15 2	土用	207	10 21	0 10

朔 弦 望 令和9年(2027)

月 相	中央標準時		月 相	中央標準時	
	月 日	時 刻		月 日	時 刻
● 朔	1 8	5 24	● 朔	7 4	12 2
◐ 上弦	1 16	5 35	◑ 上弦	7 11	3 39
○ 望	1 22	21 17	○ 望	7 19	0 45
◑ 下弦	1 29	19 55	◐ 下弦	7 27	1 55
● 朔	2 7	0 56	● 朔	8 2	19 5
◐ 上弦	2 14	16 58	◑ 上弦	8 9	13 54
○ 望	2 21	8 24	○ 望	8 17	16 29
◑ 下弦	2 28	14 17	◐ 下弦	8 25	11 27
● 朔	3 8	18 29	● 朔	9 1	2 41
◐ 上弦	3 16	1 25	◑ 上弦	9 8	3 31
○ 望	3 22	19 44	○ 望	9 16	8 4
◑ 下弦	3 30	9 54	◐ 下弦	9 23	19 20
● 朔	4 7	8 51	● 朔	9 30	11 36
◐ 上弦	4 14	7 57	◑ 上弦	10 7	20 47
○ 望	4 21	7 27	○ 望	10 15	22 47
◑ 下弦	4 29	5 18	◐ 下弦	10 23	2 29
● 朔	5 6	19 59	● 朔	10 29	22 37
◐ 上弦	5 13	13 44	◑ 上弦	11 6	17 0
○ 望	5 20	19 59	○ 望	11 14	12 26
◑ 下弦	5 28	22 58	◐ 下弦	11 21	9 48

● 朔	6 5	4 40	● 朔	11 28	12 24
◐ 上弦	6 11	19 56	◑ 上弦	12 6	14 22
○ 望	6 19	9 44	○ 望	12 14	1 9
◑ 下弦	6 27	13 54	◐ 下弦	12 20	18 11
			● 朔	12 28	5 12

東京の日出入 令和9年(2027)

月 日	中央標準時		月 日	中央標準時	
	日 出	日 入		日 出	日 入
1 1	6 50	16 38	7 10	4 33	18 59
1 11	6 51	16 47	7 20	4 40	18 55
1 21	6 48	16 57	7 30	4 47	18 48
1 31	6 42	17 7	8 9	4 55	18 38
2 10	6 34	17 17	8 19	5 2	18 27
2 20	6 23	17 27	8 29	5 10	18 14
3 2	6 11	17 37	9 8	5 18	18 0
3 12	5 57	17 45	9 18	5 25	17 45
3 22	5 43	17 54	9 28	5 33	17 30
4 1	5 29	18 2	10 8	5 41	17 16
4 11	5 15	18 10	10 18	5 49	17 3
4 21	5 2	18 19	10 28	5 58	16 51
5 1	4 50	18 27	11 7	6 8	16 41
5 11	4 40	18 35	11 17	6 18	16 33
5 21	4 32	18 43	11 27	6 28	16 29
5 31	4 27	18 50	12 7	6 37	16 28
6 10	4 25	18 56	12 17	6 44	16 30
6 20	4 25	19 0	12 27	6 49	16 35
6 30	4 28	19 1			

日食・月食など 令和9年(2027)

本年は日食が2回あるが、いずれも日本では見られない。

- 2月6～7日 金環日食
日本では見られない。
- 8月2日 皆既日食
日本では見られない。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。

- (甲) https://www.ik-feh.co.jp/
(乙) 掲載 官報

令和八年二月二日
東京都区文京区本郷二丁目一四番一五号

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

- (甲) 掲載 官報
(乙) 掲載 官報

令和七年七月七日
令和七年七月七日

令和八年二月二日
東京都港区虎ノ門二丁目二番一五号

(甲) S Bクリエティブ株式会社
(乙) ツギクル株式会社

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であります。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

- (甲) 掲載 官報
(乙) 掲載 官報

令和八年二月二日
東京都千代田区九段南三丁目九番一五号

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

金融商品取引法による有価証券報告書提出

- (甲) 東急株式会社
(乙) http://www.tokyuhotels.co.jp/ja/company/index.html

令和八年二月二日
東京都渋谷区南平台町五番六号

東京都渋谷区南平台町五番六号
株式会社東急ホテルズ

合併公告

左記会社は合併し、甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

- (甲) https://group.nikkeikin.co.jp/act/koutoku/index.html
(乙) https://www.nikkei-nigata.co.jp/koutoku

令和八年二月二日
東京都港区新橋二丁目一番一三三号

(甲) 日軽金アクト株式会社
(乙) 日軽新潟株式会社

新潟県新潟市北区太郎代一五七二番地一九
静岡県静岡市清水区蒲原一六一番地

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

- (甲) https://www.rccore.co.jp
(乙) https://www.rccore.co.jp

令和八年二月二日
東京都渋谷区猿樂町一〇番一五号

(甲) 株式会社BESS パートナイズ
(乙) 株式会社BESS 札幌

北海道江別市新栄台二番地の二三
代表取締役社長 井上 大輔

代表取締役社長 井上 大輔

代表取締役社長 井上 大輔

http://www.jfe-logistics.co.jp

(甲) 掲載 官報
(乙) 掲載 官報

令和七年六月二十七日
令和七年六月二十七日

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することになりました。

- (甲) http://www.hoosters.co.jp
(乙) http://www.hoosters.co.jp

(丙) 計算書類の公告義務はありません。
令和八年二月二日

- 東京都千代田区丸の内二丁目二番三号
(甲) 株式会社フージャースコーポレーション
代表取締役 小川 栄一
(乙) 株式会社フージャースアセットマネジメント
代表取締役 小川 栄一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有して

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月三十日
掲載頁 一二四頁(号外第一四八号)
(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月三十日
掲載頁 一二四頁(号外第一四八号)

令和八年二月二日

- 東京都渋谷区神宮前二丁目二番一号
(甲) ビクターミュージックアーツ株式会社
代表取締役 山田 正
(乙) パービジョンミュージック株式会社
代表取締役 山田 正

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。
効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月三十日
掲載頁 一二四頁(号外第一四八号)
(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月三十日
掲載頁 一二四頁(号外第一四八号)

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することになりました。
効力発生日は令和八年四月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和八年三月十六日、乙の株主総会の承認決議は令和八年三月十六日に予定しております。

- (甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年七月十六日
掲載頁 七十九頁(号外第一六三三号)
(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年七月十七日
掲載頁 六十八頁(号外第一六四号)

令和八年二月二日

- 東京都品川区大崎二丁目八番一号
(甲) 明電ファシリテイサービス株式会社
代表取締役 村嶋 久裕
(乙) 明電アクアビジネス株式会社
代表取締役 関 竜也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。
効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議(会社法第三一九条第一項に基づき議決権を行使することができる株主全員の同意)は終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) https://corporate.murata.com/ja-jp/
company/denshikessan
(乙) https://corporate.murata.com/ja-jp/
company/denshikessan

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 及び(乙)
掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月二十七日
掲載頁 五十三頁(号外第一四六号)

令和八年二月二日

- 富山市婦中町道場一番地三
(甲) 天龍工業株式会社
代表取締役 吉川 徳雄
(乙) 天龍コンボジット株式会社
代表取締役 後藤 吉孝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することになりました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲・乙・丙)
https://www.daiichi-koutsu.co.jp/
令和八年二月二日
山梨県甲府市富士見二丁目一番六二号
(甲) 山梨第一交通株式会社
代表取締役 青島 忠男
(乙) 甲州第一交通株式会社
代表取締役 青島 忠男
山梨県甲府市富士見二丁目一番六二号
(乙) 玉幡第一交通株式会社
代表取締役 青島 忠男

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。
効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は乙の全株式を所有して、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出
(乙) https://www.koofu.co.jp
令和八年二月二日
名古屋市中区松原二丁目二番二八号
(乙) 株式会社光風企画
代表取締役 嶋貴 浩明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年七月九日

掲載頁 四頁

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年八月七日

掲載頁 五十三頁(号外第一八〇号)

令和八年二月二日

名古屋市西区名駅二丁目二七番八号

(甲) トーテックアメニティ株式会社

代表取締役 水野 克己

東京都新宿区西新宿二丁目一番一号

(乙) 株式会社ブル・ジャパン

代表取締役 西浦 公二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙及び丙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙及び丙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲・乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年六月十六日

掲載頁 六十六頁(号外第一三二号)

(丙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年六月十六日

掲載頁 九十六頁(号外第一三二号)

令和八年二月二日

大阪市福島区福島六丁目二〇番一、二号

(甲) エー・ビー・シー開発株式会社

代表取締役 安田 卓生

大阪市福島区福島六丁目二〇番一、二号

(乙) ハウジングサポート株式会社

代表取締役 若尾 祐樹

大阪市福島区福島六丁目二〇番一、二号

(丙) アドバンス開発株式会社

代表取締役 奥村 佳史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。効力発生日は令和八年四月一です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.hbm.hankyu-hanshin.co.jp/>

company/settlement/index.html

(乙) <https://ers.hankyu-hanshin.co.jp/company/>

令和八年二月二日

大阪市北区芝田一丁目一番四号

(甲) 阪急阪神ビルマネジメント株式会社

代表取締役 北野 研

大阪市北区芝田一丁目一六番一、二号

(乙) 株式会社エキ・リテール・サービ

ス 阪急阪神

代表取締役 小林 啓輔

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、株主総会決議は甲、乙、丙のいずれも令和八年三月十二日にそれぞれ予定しております。

また、甲は効力発生日をもって商号をN Y K パルクシップパートナーズ株式会社と変更いたします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月二十三日

掲載頁 一九〇頁(号外第一三九号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月九日

掲載頁 五十九頁(号外第一二六号)

(丙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月二十七日

掲載頁 一四二頁(号外第一四六号)

令和八年二月二日

神戸市中央区京町七四番地

(甲) 八馬汽船株式会社

代表取締役 篠崎 宏次

東京都港区浜松町一丁目三〇番五号

(乙) 旭海運株式会社

代表取締役 川口 浩

東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

(丙) 三菱鉱石輸送株式会社

代表取締役 浦上 宏一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年七月十五日

掲載頁 九十五頁(号外第一六二号)

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年七月十五日

掲載頁 九十五頁(号外第一六二号)

令和八年二月二日

山口県下関市竹崎町四丁目七番二四号

エストラスト下関センタービル四階

(甲) 大西商事株式会社

代表取締役 宇佐川定男

山口県下関市竹崎町四丁目七番二四号

エストラスト下関センタービル四階

(乙) 株式会社大西ホールディングス

代表取締役 大西 健治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年三月十六日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月二十五日

掲載頁 九十四頁(号外第一七〇号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月二十八日

掲載頁 一六〇頁(号外第一七一号)

令和八年二月二日

福岡県八女郡広川大字日吉一六四番地の二

(甲) ローム・アポロ株式会社

代表取締役 徳永 孔二

静岡県浜松市中央区三和町一〇番地

(乙) ローム浜松株式会社

代表取締役 江口 英和

合併公告及び資本金の額の減少公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することいたしました。また、甲は資本金の額を五千二百五十万円減少することにいたしました。

この合併及び資本金の額の減少に対し、異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和八年二月二日

掲載頁 六頁

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年七月十八日

掲載頁 一〇六頁(号外第一六六号)

令和八年二月二日

東京都千代田区丸の内一丁目九番一号

(甲) P T C J 17 ホールディングス株式会社

代表取締役 山田 純平

愛知県知多市北浜町二四番一、二

(乙) B フォードサイエンス株式会社

代表取締役 一ノ瀬 隆

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のことも事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

令和八年二月二日

東京都港区港南二丁目一五番三号

(甲) 株式会社ソラスト・キッズ・ネクスト

代表取締役 家城 悦子

東京都港区港南二丁目一五番三号

(乙) 株式会社ソラスト

代表取締役 野田 亨

吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割により株式会社閉基将棋チャンネル(乙)、住所東京都千代田区五番町七番地二の衛星基幹放送業務のうち番組名「囲碁・将棋チャンネル」に係る事業に関する権利義務の一部を承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であります。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和七年十二月十一日
掲載頁 五頁
掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年十二月十一日
掲載頁 六十一頁(号外第二七一号)

令和八年二月二日

東京都港区赤坂四丁目八番一〇号

株式会社東北新社メディアサービス

代表取締役 漆原 弘子

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の調剤薬局事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲・乙) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和七年七月一日
掲載頁 五頁
令和八年二月二日
東京都千代田区丸の内二丁目二番二号

(甲) 株式会社アイセイ薬局
代表取締役 藤井 江美

名古屋市中区上飯田北町二丁目七番地

(乙) 株式会社イズミ

代表取締役 林田 靖則

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の事業に関して有する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) https://www.rcorre.co.jp
(乙) https://www.rcorre.co.jp
令和八年二月二日
東京都渋谷区猿樂町一〇番一号

(甲) 株式会社BESSパートナーズ
代表取締役社長 井上 大輔

岐阜県岐阜市日野南一丁目四番一号

(乙) 株式会社BESS岐阜

代表取締役社長 井上 大輔

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の湘南工場における学校給食事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月二十六日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年三月六日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月二十三日
掲載頁 一三六頁(号外第一三九号)
掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月二十三日
掲載頁 一三六頁(号外第一三九号)
令和八年二月二日

神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩間町二丁目一〇番地

(甲) ハーベストネクスト株式会社

代表取締役 脇本 実

神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩間町二丁目一〇番地

(乙) ハーベスト株式会社

代表取締役 脇本 実

吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割により株式会社グランパ大久保(乙)、浜松市浜名区新原三五二番地の遊技場(所在東京都新宿区大久保二丁目三一番一号中部財務大久保ビル地下一階、一階、二階、三階 名称グランパ大久保) 経営事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和八年一月二十二日
掲載頁 八十八頁(号外第十四号)
掲載 官報
掲載の日付 令和八年一月二十二日
掲載頁 九十五頁(号外第十四号)
令和八年二月二日

愛知県豊田市若宮町七丁目一番地一一

株式会社善都

代表取締役 都筑 晶裕

令和八年二月二日

代表取締役 都筑 晶裕

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載紙 伊勢新聞
掲載の日付 令和八年二月二日
掲載頁 四頁
掲載紙 伊勢新聞
掲載の日付 令和八年二月二日
掲載頁 四頁

令和八年二月二日

三重県桑名市大中央町二五番地

(甲) 中央ホールディングス株式会社

代表取締役 小谷中 剛

三重県桑名市大中央町二五番地

(乙) 中央自動車株式会社

代表取締役 小谷中 剛

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の前工程事業に...

(甲) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年七月二十五日...

(乙) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年七月二十四日...

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ビー...

東京都練馬区関町東二丁目一四番九一〇...

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するS A K U R A...

掲載の日付 令和八年一月十四日...

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社N U...

大阪府西区新町一丁目一〇一七〇八号...

共同新設分割公告

左記会社は新設分割により新設する三井住友イ...

大阪府中央区高麗橋四丁目六番二二〇号...

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにした...

東京都千代田区神田駿河台三丁目九番地...

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにした...

福島県田村市常葉町常葉字富岡四番地一...

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにした...

埼玉県川口市大字峯一三四三番地の一五...

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにした...

埼玉県川口市大字東本郷一〇二八番地の一...

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにした...

東京都世田谷区岡本一〇一九一〇一...

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにした...

東京都港区高輪三丁目一四番一八号イン...

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにした...

神奈川県横浜市西区浅間町一丁目四番三...

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにした。
組織変更後の商号は株式会社NORESTとします。

効力発生日は令和八年三月五日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年三月四日に予定しております。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年二月二日

神奈川県横浜市神奈川区片倉一丁目一七番
三四一五〇一号室 合同会社NOREST
代表社員 村中 俊公

組織変更公告

当組合は、令和八年一月二十五日開催の臨時総会の決議により認可地縁団体に組織変更することにした。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いてあります。
令和八年二月二日

福井県三方郡美浜町山上第五〇号一四番地
山上生産森林組合
代表理事 石丸 好通

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにした。
効力発生日は令和八年四月三日であり、組織変更後の商号はNS4 TRADING株式会社とします。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年二月二日

三重県桑名市長島町西外面一九四一番地
NS4 TRADING合同会社
代表社員 ヘワ・マイナット・シャシニ・

ニワルティナ・ウィツカラマアラーツチ
組織変更公告
当社は、株式会社組織変更することにした。

効力発生日は令和八年四月一日であり組織変更後の商号は株式会社MKK GROUPとします。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年二月二日

大阪府堺市堺区香ヶ丘町二丁目一番二六号
合同会社MKK
代表社員 小林 正明

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにした。
効力発生日は令和八年四月一日であり、組織変更後の商号は昴光株式会社とします。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年二月二日

沖縄県那覇市曙二丁目三番八号サンゲリー
一F
代表社員 糸数 修一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千七百七十七万八千五百六十八円減少し八千二百二十二万一千四百三十二円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、令和七年七月二十二日付、官報(号外第一六七号)二〇二頁に掲載しております。
令和八年二月二日

北海道室蘭市絵鞆町四丁目地先
株式会社エンルムマリーナ室蘭
代表取締役 奈良 信一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千三百五十万円減少し、九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
確定した最終事業年度はありません。
令和八年二月二日

東京都北区西ヶ原二丁目八番一―四二一―一
SKホールディングス株式会社
代表取締役 前田 泰典

資本金の額の減少公告

当社は、令和七年十一月二十五日開催の臨時株主総会の募集株式発行決議に基づき募集株式の数の上限(一万三千八百十四株)までB―2種優先株式を発行することを条件として、資本金の額を十五億二千五百七十六万二千四百四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和八年二月二日

掲載頁 二頁
令和八年二月二日
東京都港区南青山三丁目一―番一―三
株式会社enechain
代表取締役 野澤 遼

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四十五億四千三百二十五万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月十九日

掲載頁 二―七頁(号外第一三六号)
掲載 神奈川新聞
掲載の日付 令和七年六月十九日

掲載頁 二十一頁
令和八年二月二日
横浜市西区みなとみらい二丁目二番一―号
郵船クルーズ株式会社
代表取締役社長 西島 裕司

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四十六億四千八百五十二万三千七百七十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載 官報
掲載の日付 令和八年一月二十二日

掲載頁 八十七頁(号外第十四号)

令和八年二月二日

富山県射水市布目沢四八〇番地二
株式会社イワク
代表取締役 岩黒 正孝

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億一六二万六千五百二十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載 官報
掲載の日付 令和七年七月十日

掲載頁 五十二頁(号外第一五九号)
令和八年二月二日
静岡県伊豆の国市浮橋字南松坂一―九八番一
伊豆大仁開発株式会社
代表取締役 柿沼 岳史

準備金の額の減少公告

当社は、利益準備金の額を五千八百一万三千五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月二十七日

掲載頁 一五五頁(号外第一四六号)
令和八年二月二日
福岡市博多区博多駅中央街七番二―一
株式会社JR博多シティ
代表取締役社長執行役員 赤木 征二

資金及び準備金の額の減少公告

当社は、資金及び準備金の額をそれぞれ一億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載 官報
掲載の日付 令和七年九月二十五日

掲載頁 一一二頁(号外第二一四号)
令和八年二月二日
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目八番一―〇号
株式会社メグレナジー
代表取締役 岡師 誠

資本金及び準備金の額の減少公告
 当社は、資本金の額を二億八百五十万円、準備金の額を二億八百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年七月二十二日
 掲載頁 一七八頁(号外第一六七号)

令和八年二月二日
 東京都千代田区神田三崎町二丁目一八番五号
 株式会社 A1 Stage
 代表取締役 藤岡 毅

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年二月十七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和八年三月六日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましてので公告します。
 令和八年二月二日
 東京都中央区京橋二丁目五番一―二号
 東洋熱工業株式会社
 代表取締役社長 谷口 昌伸

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年二月二十五日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を四〇〇株とする株式分割により株主の割当てを受ける株主と定めましてので公告します。
 令和八年二月二日
 広島県三原市本郷南七丁目八番一―号
 株式会社 ヒロシマ・コープ
 代表取締役 未廣 己人

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
 なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月二日
 北海道小樽市稲穂一丁目一―二番五号
 株式会社小樽花嫁センター
 代表取締役 十和田綾子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
 なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月二日
 山形県上山市高松字北谷地三〇〇番地二
 株式会社上山オート
 代表取締役 齋藤 利孝

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
 なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月二日
 栃木県宇都宮市上戸祭四丁目二番一―六号
 株式会社栃木ビルド
 代表取締役 氏家 直道

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
 なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月二日
 長野県佐久市岩村田三一―三番地
 ミヤモリ株式会社
 代表取締役 宮森伊智朗

限定承認公告

本籍岩手県盛岡市菜園二丁目八五番地、最後の住所岩手県盛岡市南青山町九番一―号
 被相続人 亡 佐藤 芳子
 右被相続人は令和七年四月二十一日頃から三十日頃までの間死亡し、その相続人は令和八年一月七日盛岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年二月二日
 岩手県盛岡市大通三丁目六―一―二開運橋セ
 ンタービル四階四―五号開運橋総合法律事務所
 相続財産清算人 池田久美子
 代理人 弁護士 昆野 晋也

限定承認公告

本籍大阪府岸和田市筋海町五五番地一、最後の住所東京都新宿区下宮比町二番一―六―一―四〇一―号
 被相続人 亡 川崎 和子
 右被相続人は令和七年五月十一日頃死亡し、その相続人は令和八年一月十九日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年二月二日
 大阪府吹田市千里山竹園二丁目一―八
 限定承認者 川崎 海

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資六万円を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年三月三日までに当社にご提出下さい。
 令和八年二月二日
 東京都港区虎ノ門三丁目二番一―〇一―二〇一―号
 日本橋・ホテル・インベストメント特定
 目的会社
 取締役 栗国 正樹

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は優先出資六万円の額を、十二億円減少し十四億円とするにいたしました。
 効力発生日は令和八年三月三日です。
 この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
 なお、最終貸借対照表の開示状況は次の通りです。
 http://www.ko-koku.jp

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先出資六万円の額を金六億円減少することにいたしました。
 この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。
 http://www.asa-epn.jp/ir/00007861955/

令和八年二月二日
 埼玉県さいたま市中央区新都心七番地二
 フォルシアクラリオン・エレクトロニクス株式会社
 確定給付企業年金清算人 中島 英之

債権申出の公告(第三回)

当社は令和八年一月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年一月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日
 埼玉県さいたま市中央区新都心七番地二
 クラリオンライフサイクルソリューションズ株式会社
 確定給付企業年金清算人 中島 英之

債権申出の公告(第三回)

当社は令和八年一月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年一月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日
 埼玉県さいたま市中央区新都心七番地二
 FSVAP Japan株式会社
 確定給付企業年金清算人 中島 英之

債権申出の公告(第三回)

当社は令和八年一月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年一月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日
 埼玉県さいたま市中央区新都心七番地二
 FSVAP Japan株式会社
 確定給付企業年金清算人 中島 英之

債権申出の公告(第三回)

当社は令和八年一月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年一月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日
 東京都品川区西五反田二丁目二四番七号
 ハギワラ観光株式会社
 代表清算人 萩原 竹司

債権申出の公告(第三回)

当社は令和八年一月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年一月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二日
 東京都品川区西五反田二丁目二四番七号
 ハギワラ観光株式会社
 代表清算人 萩原 竹司

債権申出の公告(第三回)

当社は令和八年一月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年一月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

正	誤	正
ページ	行	誤
一五二	一	二「青木 謙次」は死亡により削る。